

當地を買受けた者は勿論、更らに他の抵當債権者に通知して来る、そこでその地所を買受けた者は、前所有者の抵當に入れた時の借金を返済してやらなければ、その地所は競賣されてしまうによつて、濺除といつてその債務を果してやと始めて無疵の所有権を得ることとなる、然かも此の際には登記を爲したる債権者に、左の通知を送達することになつて居る。

一、取得の原因、年月日、譲渡人及び取得者の氏名、住所、不動産の性質、所在、代價その他取得者の負擔を記載したる書面

二、抵當不動産に関する登記簿の謄本、但し既に消滅したる権利に関する登記はこれを掲ぐるに及ばぬ

三、債権者が一ヶ月内に増價競賣を請求しないときは第三取得者は第一號に掲げたる代價又は特に指定したる金額を、債権の順位に従つて辨済又は供託すべき旨を記載したる書面

で、新しくしてその土地に對する債務を果してやれば、前申す通り他は何處からでも故障

又は請求は來ないことになる。

### 「抵當地の貸貸と債権者の権利」

また一度抵當とある土地を、期間中に他に貸貸することが出来るかどうかといふに、夫れに決して出來ぬではない、だがこれには民法の次の法條に注意する必要がある。

第三百九十五條 第六百二條ニ定メタル期間ヲ超エサル貸貸借ハ抵當權ノ登記後ニ登記シタルモノト雖モ之ヲ以テ抵當權者ニ對抗スルコトヲ得但其貸貸借カ抵當權者ニ損害ヲ及ホストキハ裁判所ハ抵當權者ノ請求ニ因リ其解除ヲ命スルコトヲ得

とあるが故に、第六百二條に規定しある期間、即ち(一)樹木の栽植又は伐採を目的とする山村の貸貸借は十年、(二)其他の土地の貸貸借は五年、(三)建物の貸貸借は三年を超えざる期間は貸貸することが出来るとしてある、併しこの貸貸をした爲めに、夫れが抵當權者に損害を及ぼさぬとも限らぬ、若し損害を及ぼすと見れば、抵當權は裁判所に請求して、その貸貸借の解除を求むることが出来るとした、例へば債務者が期限に至るも債務を



返済さぬ故矢張其の抵當地を競賣しやうと思つて居ると、豈計らんや債務者はその土地を他に賃貸して、既に五ヶ年の賃貸料を前取りしてあることを知つた、賃貸しある土地では競賣するに對しても競賣人はその土地を直ちに耕作し收穫することが出来ぬといふ譯で、自然と高價に競落しない、安く競落されては債権者が抵當に取つて貸した金額程にもならぬといふ場合は、勢ひ債権者の損害となる、そこで法律はこの場合債権者から裁判所に請求して、賃貸借の解除を命じて貰うことになる、さすれば債権者は損害をば招がぬことになる、處で世間には往々抵當債務者が債権者に損害をかけることと承知しながら、他にその土地を賃貸することがある、債権者は往々これが爲め苦しめられる事實を目撃して居る、これに反して抵當期間が五年で、賃貸した期間が二年といつた場合、抵當期間中には賃貸借契約期限も終るやうな場合、若くは賃貸しても抵當に取つて貸し金額以上に、その土地を競賣しても價格のあると見受けるときは、債権者は何等の損害なきを以てこの賃貸借は有效なりとするは至當である。

要するに債権者が債務者に於て債権者を害すべき事實を發見したら、須らく多少の費用

と手数料を要するとしても、先づ裁判所に向つて該賃貸借契約解除の請求を爲すことが、蓋し將來の利益である、従つて裁判所に賃貸借契約の解除を命ぜられた以上は、賃借人が前金で拂つた賃借料は、自然賃貸人から返還して貰う丈で、債権者は敢てこれに關する要はない譯である。

## 二九、前戸主の債務と相續人の負擔に付て

### 「相續の單純承認と限定承認」

法定の推定家督相續人は、原則として前戸主の權利義務一切を承繼することは、民法第九百八十六條の規定する處であるが、併し茲に相續の單純承認と限定承認といふものがあつて、單純承認とは前申す如く、前戸主の權利義務の一切を承繼すべきこと、限定承認とは前戸主から相續した財産を限りとして、前戸主の有する債務を負擔して、夫れ以上は相續人が負擔しないといふことを條件として、相續することである、そしてこの限定承認は前戸主の死亡による相續の場合でなければ、法律が許さぬとし、隱居による相續の場合



には、單純承認でなければいかぬものとしてある。普通に相続の場合は、例へば前戸主が借金があらうとも、相続すべき財産の價額程はないのが通例で、全く債務などはなくして多額の財産を相続する者もあれば、また名義で借金もなければ、財産も無くして只戸主權のみを相続する者も見受ける。

借金もなければ財産も無いといふ相続程、こんなさまりのよい相続はないが、財産よりも借金の額の方が多いたつたやうな場合には、相続人も心配で堪らない、否始めからさうわかつて居れば何も心配することはない、民法第千二十五條以下に規定する處の、限定承認といふ方法に従つて、前戸主から貰つた財産を限度として、債務を辨済するに依つてこれ以上は自分には引受けられぬといつて斷るがよい、儲さうするには相続開始を知りたる日より三ヶ月内に、前戸主の遺した財産を調査して財産目録を作り、別に「家督相続限定承認申述書」といつたものを認め、これに財産目録を添へて裁判所に差出すことを忘れてはならない、今その申述書なるものの書式例を示せば

最後ノ住所 何府縣郡市區町村番地

被相続人亡 何 某

住所 何府縣郡市區町村番地

推定家督相続人

申述人 被相続人 何 某  
長 男

年月日生

父某ハ何年月日死亡家督相続開始ニ付財産ノ調査ヲ爲シタル所所有財産何程ニ對シ負債何程アルヲ以テ相続ノ限定承認致シ候間此段及申述候也

附屬書類ノ表示

一、戸籍謄本

壹通

一、財産目録

壹通

一、相続人ノ指定(又ハ選定書)

壹通



年月日

右申述人 何

某

何區裁判所監督判事何ノ誰殿

かく裁判所に提出したる後五日以内に、一切の相続債権者及び受遺者に對し限定承認を爲したること、及び一定の期間内にその債権の請求を申出づべき旨を、官報又は新聞に公告せねばならぬ、だが右の申出期間は二ヶ月間を下ることは出来ぬとしてある、然してこの期間が経過して、夫々申出がありまた既にわかつて居る債権者に案分比例で相続財産中から辨済してやる、尤も抵當權を有つて居る債権者などに對しては、この優先權を寄することは出来ぬのと、前申上げた期間の経過前には如何なる債権者にも辨済を許さぬとしてある、若し辨済をしたために、他の債権者に辨済する金が無くなつてしまふといふこともないではない、そんな場合には相続人が失態として辨済即ち自腹を切らねばならぬことになる、情を知りて不當に辨済を受けた債権者、または受遺者に對しては、他の債権者から、求償を爲すことが出来るとしてある。

「或る行爲から限定承認の出来ぬ場合」

以上の手續を履んで、先代から貰つた財産を限り先代の負債を辨済し、尙ほ何萬圓何十萬圓の負債があらうとも、相続人に於て辨済の義務を免かれるが、時とすると右様な手續を御存じなかつたり、或は一旦先代財産を相続すると、直ぐにその一部を他に抵當に入れて金を借りたり、又は賣却するが如き處分行爲を爲し、先代の債務の一部を辨済すると、間もなくこれを聞き込んだ債権者が四方八方から出て来て、貴殿の御親父にはこれ／＼の貸金があるといつて、申し出たから相続人もその意外なるに驚いた、最早借金はあるまいものと思つて居た處へこの始末なので、急いで知合の處へ行つてその處置に付て意見を尋ねると、何故に相続開始と同時に先代の負債關係を取り調べ、先代の遺した財産丈で拂ひ切れぬとしたら、限定承認の申出をせなかつたかと言はれて、始めて氣の付いたが最早間に合はない、何故かといへば民法の次の法條にはかく規定してある。

第一千二十四條 左ニ掲ケタル場合ニ於テハ相続人ハ單純承認ヲ爲シタルモノト看做ス



- 一 相続人カ相続財産ノ全部又ハ一部ヲ處分シタルトキ但保存行爲及第六百二條ニ定メタル期間ヲ超エサル貸貸ヲ爲スハ此限ニ在ラス
- 二 相続人カ第一千七百七條第一項ノ期間内ニ限定承認又ハ拋棄ヲ爲ササリシトキ
- 三 相続人カ限定承認又ハ拋棄ヲ爲シタル後ト雖モ相続財産ノ全部若クハ一部ヲ隱匿シ私ニ之ヲ消費シ又ハ惡意ヲ以テ之ヲ財産目録中ニ記載セサリシトキ但其相続人カ拋棄ヲ爲シタルニ因リテ相続人ト爲リタル者カ承認ヲ爲シタル後ハ此限ニ在ラス

とある、本件に付て困つたことには、相続人が相続財産の一部を賣却又は抵當と爲したので、例へ夫れが先代の負債を辨済するにあつたからとて、全然法律の許さぬことである、然るを知つても知らんでも、前法條に背反する行爲を敢てしたとすれば、限定承認は出來ず單純承認を爲したものと看做されてしまふ、従つて前戸主の有する債務は、無限に相続人が負はねばならぬことになる。

### 「隠居に因る相続の場合は單純承認」

夫れでは隠居に因る相続の場合は、何故に限定承認を許さずして、單純承認を爲さねばならぬかといふに、これには深い理由がある、現在の戸主たる父が、種々の事業に手を出して多額の借金をした、だがまだ家産はあるので、どうにかして債務を免かれんと、思案の末は家督を伴長男に譲つて、己れは隠居をする、この際己れの財産は他に贈與したり、俵に譲つたりで、夫れも俵には僅か許り譲つたやうに見せかけて、その實は極内密に多額の財産を譲り、己れは無一物となつていくら債権者が押し寄せて來やうが、無一物であるとするれば取られる氣支はない、己れは身代限りをおつても、既に家督を俵に譲つてしまつたからには、さう精神上にも苦痛を感じないことになる、一方俵も表面前戸主たる親爺から貰つた財産はこれの通り、だによつて前戸主の負債はこの貰つた財産を限度として、辨済すると公告はするものの、内實は抜目なく隠匿してある、こんな結果になつたとせば債権者はどの位迷惑もし損害を蒙るか知れない、そこで法律は此等を慮つて、單純承認



の外にいかぬと規定した譯である。

斯る場合に遭遇したる債権者は、一方には債務者の動靜に注意して、財産を隠匿でもされぬうちに、時としては多少の犠牲を拂つても、己れの債権を辨済して貰らうやうに、債務者に交渉するが策の得たるものであり、また債務者側では隠居をして仲に多額の債務を負はせた處で、決して利益のあつたものではないによつて、先づ隠居などはせずに、其の債権者側と交渉して、或る程度迄債権額を切り棄て、貰ひ、そして己れは更生した上で恩借を如何やうともするといふことにする、東京の或る種の商人間には、法律上の破産をさけて、事實上の破産者となり、總ての債権債務の計算を終了し、再び事業を繼續して、却つて店頭の舊に倍する隆盛を見て居る商人を目撃して居る、此社會では此等の商人を「嘗て叩頭をした店」といつて居る、併し法律上破産とした譯でないから、何等制裁とか制限をされて居ない故、本人の奮勵努力と運勢次第で復興することは難事でない、これも法律と人情との使ひ分けの巧拙如何によることを首肯した。

### 三〇、頑張る店子立退き不當の訴訟に勝つ

#### 「十三年餘り家賃を滞納」

溜めも溜めたり、十三年間も家賃を滞納した店子が、最初家を借る際に、井戸が無くて隣り地主の井戸の水を貰つて使つて居た、處が夫れでは困るとあつて、店子は家主に向つて、是非井戸は掘つて願ひたい、一々隣りの地主の井戸の水を貰つて居たでは、その都度頭を下げて行かなければならず、殊に隣地にもその地主の作つた貸家があつて、其處の借家人も皆なその井戸の水を使つて居る、そこで夏の水溜の際には、井戸の使用も制限されて、如何許り不便を感じるか知れない、夫れ故一日も早く井戸を此方の地内に掘つて呉れるとの要求に對し、家主はこれを承知した。

處が夫れつきりで、何時になつても井戸を掘つて呉れない、店子は折々家主に要求したが、家主の方でも井戸を掛るには何百圓といふ相當の金がかかるので、容易にこの約束を實行しない、そのうちに家借人は家賃を滞納するやうになつた、夫れが恰度借家した大正



十三年二月から今日迄恰度十ヶ年間（昭和九年まで）餘り、一ヶ月の家賃は十圓で、一回でも滞らしたら無條件で明渡すといふ契約をした、然るに前申す如くその後も家賃を一文も入れないので、昭和六年から家主から立退きの要求を受けた末、強制執行を喰つた、すると借家人の方では

「井戸を掘らないから約束が違ふ」

といつて争つたが、一、二審とも家賃を拂はぬ借家人方が敗訴となつた、借家人も負け居ず、上告に及び大審院民事第二部嘉山裁判長は

「家主が井戸を掘るといふ約束を守らぬのは悪いから、家屋明渡を家主が要求することは出来ぬ」

とて家主側の理由を斥けて、原審判決を破棄し一審に若し戻したといふ實例があつた、この判決は至當であるか何うか。

### 「この約束は雙務的義務」

元來家主が家を貸して家賃をあげるには、居住に必要な水の設備は缺かされぬもので、而して家主が借家人と貸家の賃借契約を爲す當時に於て、この特殊の契約は賃貸借に離るべからざる必要條件と思はれる、家主が月々家賃を取り上げ得るのも、この契約を實行して始めて家賃を取りあげ得るのである、處が家主は居住に伴ふこの必要條件の設備を完ふせずして、家賃を取り上げるといふことは、全く無理な註文としか思はれない、借家人はこの必要條件たる設備をして呉れぬから、家賃の方も支拂義務を怠つたのであると答ふるに躊躇しまい、家主が必要條件を果すべき義務を怠つたにも拘はらず、一方に家賃の支拂を怠つたから、立退きをせよといふ要求はどうあつても無理なことと思はれる、そこで大審院では斯かる、判決を下したのは至當でもあり、また痛快極まることであつた。

### 「眼先の利慾に違ふて永久の利を忘る」

家主が家賃の完納を期せしめてせば、約束通り井戸を掘つて、借家人の生活に脅威を感ぜしめぬ方法を執らねばならぬ、今家主が井戸を掘ることは一時纏まつた金の支出を要す



べきも、併しこれが永久の利益である、井戸を掘つて呉れぬから、家賃の方は拂はぬといつて、借家人共が聯合して不拂同盟でもして、夫れが何年と続いたら、井戸掘にかゝる費用の額ではない、加之に前申す通り借家人を立退かすことも出来ぬ破目に陥る、さうなると、勢ひ井戸を掘つて借家人をその儘住はせ、前に掘つた家賃は、月々何程かを割賦して拂うことに示談でもすることになる、調停裁判所での調停によると、この割賦金が月々二圓内外で、十年も二十年もかゝらんければ、家主も滞納家賃の回収が出来ぬといふ實例もあつた。

そこが夫れ損してとく取れで、一時は井戸を掘るために費用がかゝつても、借家人をして家賃を滞納せしめず、また滞納した借家人は直ちに立退かすことも出来る譯で、家主が眼前の慾に迷ふて、將來に續く限りなき利益を顧みなかつた天罰とも解せられる、して見れば家主のこの災難は、道徳上から見ても、また法律上から見ても、當然來るべき制裁として免かれぬものと諒める外はあるまい。

### 三一、養子を迎へた後に實子の生れた場合

「相続権は何れに在るか」

養子を迎へた後に夫妻の間に子を備けた、斯く實子が生れたからには、今迄養子に家督を譲らうと思つたものが、實子の愛に引かされて、養子を排斥しても實子に跡目を相続せしめんとするが、これ普通人間の人情であり、また常に起り易い問題である、併し一旦子が無いからといつて他から養子を迎へた當時は、將來その養子に家督も財産も譲るといふ意思であつたことは争はれない事實である、そこで法律上の問題が起る、即ち相続権は養子にあるが、はたまた實子にあるかといふことである。

併しこの問題の解釋を下す前に、養子を迎へた際に妻は妊娠して居たか否や、妊娠前養子として縁組届を爲し、養親の籍に入つて居たかどうか、此等の點が本問題解釋の主要點となつて居る、即ち養子が來た際に妻が妊娠して居たとすれば、其胎兒は家督相続に付ては、既に出生したるものと看做され、従つて相続権あるものとして居るが、養子を迎へて



後養子が入籍して、夫れから一二年も経つて養母が妊娠したものをすれば、相続権は養子にあるものとしてある、これは既に法の解釋でもあり、また判例の示す處となつて居る。

「法律と人情との使が分けをする」

だが養子の實家の方では、家督を相続させ家財を養子に譲るによつて、どうか養子にといつて来た故、養子にやつたものである、然るに今實子が生れたからといつて、實子に相続させて養子を排斥するといふのは不法であり不都合であるによつて、それは承知が出来ないといつて憤慨したとすれば、養親は如何なる處置を執るか、茲が聊か養親の決心し覺悟せねばならぬ處であらう。

成程前の通り、強いて或家の俵を養子に貰つて来たものでありとすれば、其處が人情からしても、徳義からしても將來養子の名分の立つやうにしてやらねばなるまい、其處が夫れ養親側で氣轉を利かして、養子の實親側に懇談的に話を持ちかける

「例へ實子が生れたらとて、また幼弱で海のものとも山のものとも分らない、従つて養

子を排して實子に相続なすとは一概に考へて居らぬ、よし實子に相続さすやうなことがあつても、財産は平等に分配して、實子にも養子にも分與すること、養子は分家させて養子の希望する營業をさせるによつて、呉れくも諒解し安心して貰ひたい」といつて、何處迄も養子の將來に安心させることを言明するがよい、若し著者をして言はしむれば、養子を迎ふる當時妻が妊娠して居たら、その胎兒は相続の既得権があるによつて、養子は分家せしめ、實子に家督を譲り、資産は七三といつたやうに、本家相続者たる實子に七分、分家の養子に三分を與へることにせよ、勿論養子の家業に對する勤勞功績振りに鑑みて、資産の分配率に相違を來すも當然である、若しまた養子入籍後に養母が妊娠したものとすれば、養子に相続権あるによりて、その家督は養子に相続せしめ、實子は分家せしむるが至當の方法である、果して此の如き方法を取らば養子の實親に於ても、不服處が大に満足し、且つ養家先の取つた態度に却つて感謝の意を表するであらう。

「争ひ合つて折角の財産を使ひ果すな」



然るに事茲に出でずして、實子が生るれば何でも實子に相續させ、財産も残らず實子に譲つて、養子はモ一此の家に用はないによつて、出て行けどかしの冷遇するの處置にでも出れば、養子は勿論養子の實家先でも決して沈黙する譯のものではない、必らず法律問題が起り、いつしか裁判沙汰となるのである、さあそうなると家庭の秘密を世間にさらけ出すのみか、結らぬ費用を要して訴訟を二年も三年も續けた處で、却つて家産を減らす許りで何の利益もない、だによつて此際は寧ろ養子を迎へた當初の意思に基いて、養子家事に勤勉し兩人の養親に孝道を缺かざる以上は、養子を眞の我實子同様に家産も與ふることにして、面倒を見るが宜し。

養子及び養子の實家の兩親に於ても、一旦養子に呉れた以上は、例へ本人に少しはつらいことがあらうとも、辛棒して能く養家の業に精勵し、養親に仕ふべく堅き覺悟を以てしまた養子たる者に諭すべきである、併し養子に行つたなら、一日も早く養子縁組届を爲すべきで、法律上養子としての効力は、この届出を爲した時からで、養子縁組届を済さぬうちは、法律上決して養子として法の恩典を享けぬのである、例へば養家へ行つたからには

一刻も早く養子縁組届を實家の兩親から要求する、さうでなければ後日何等かの問題が起つた場合、一個の雇人位の法律上の保護しか受けられぬ破目に陥る、民法の第七百七十五條に婚姻は戸籍に届でて、始めて其の効力を生ずる旨を明かにし、同第八百四十七條の養子縁組の場合にも、矢張りこの届出を準用するものとしてある、さすれば前申す如くに、縁組届がなければ法律上養子と言はれぬによつて、例へ五年でも十年でも養子となつて事實上養家に居つても、それは縁組の届出なすを以て、法律上養子と見られぬことになる、五年十年も養親に孝道を盡し、つらい思ひをして懸命に養家のために働いて、養親に實子が生れたからといつて、追ひ出された日には何を以て慰安の途を求め得るか、此の點からしても養子縁組届を一日も早く、出すことの得策を認める、併し夫れは養父母と養子、養子の兩親とか夫々署名捺印し、養父母より町村役場に届出るを例とすれば、若しこの届出を徒らに養親に於て遅延に付せぬとも限らぬによつて、豫め養子縁組に先ちて、若し養子が入家せし場合は、いつ何日迄の縁組届を算出することの養親の聲明を、媒介人を立てて立證せしめ置くべきであらう、その他のことも萬一の場合を考慮して、確と契約して後日の



證左となる方法を確負し置くことは、養子並にその實親から見て大切のことと思はれる。

### 三三二、不法に身體財産を害された者

「民法に規定せる不法行為の數々」

道路を通行しつゝある際に、後から來た自動車が誤つて其通行人轢き殺したとか、工事場の幾寸物が顛覆して其の傍らを通行する人に怪俄をさせたとか、汽車が顛覆して乗客か死傷したとか、他人の飼犬に突然足を噛まれたとか、そんな事は強ち珍らしきことではない、この場合何れも加害者から謝意を表し、時には双方共警察署の厄介になつて、示談解決をすることもあるが、往々被害者または家族遺族に於て、不利なる解決に往生してしまふこともある、警察官の被害事實の調査が行き涉つてなかつたり、證據の充分ならざるがために、裁判所で認定がよくなかつたりして、被害に對する満足なる賠償と家族遺族の慰安を全たからしめぬ結果に立ち至ることがある、今之れに關する民法法條から紹介しやうが。

第七百九條 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタルモノハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第七百十條 他人ノ身體、自由又ハ名譽ヲ害シタル場合ハ財産權ヲ害シタル場合トシテ問ハス前條ノ規定ニ依リ損害賠償ノ責任スル者ハ財産以外ノ損害ニ對シテモ其賠償ヲ爲スコトヲ要ス

第七百十一條 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者及ヒ子ニ對シテハ其財産權ヲ害セラレサリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス

第七百十二條 未成年者カ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其行為ノ責任ヲ辨識スルニ足ルヘキ知能ヲ具ヘサリシトキハ其行為ニ付キ賠償ノ責ニ任セス

第七百十三條 心神喪失ノ間ニ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ賠償ノ責任セス但故意又ハ過失ニ因リテ一時ノ心神喪失ヲ招キタルトキハ此限ニ在ラス

第七百十四條 前二條ノ規定ニ依リ但シ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スヘキ法定ノ義務アル者ハ其無能力者ハ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但監督義務



務者カ其義務ヲ怠ラサリシトキハ此限ニ在ラス

監督義務者ニ代ハリテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

第七百十五條

或事業ノ爲メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者

ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相當ノ注意ヲ爲シタルトキ又ハ相當ノ注意ヲ爲スモ損害ヲ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス

使用者ニ代ハリテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ケス

第七百二十四條

不法行爲ニ因ル損害賠償ノ請求權ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害

及ヒ加害者ニ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行爲ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦同シ

とある、以上の法文によると、己れの身體、自由又は名譽を毀損された場合と、財産上の權利を害されし場合とに拘はらず、被害者は加害者に向つて損害分に慰藉料を請求する

ことも出来る、例へば夫カ殺傷されしために、その妻や子はこれがために一家生活上の働き者を失つたからには、明日からでも路途に迷ふといふ結果に立入らぬとも限らぬ、だによつてその夫たり親たる者が將來の生存期間得る處の收益を標準として、其の損害を賠償し得るのみか、夫たり父たる者の死傷により受くる處の精神上の苦痛を慰藉するため、これに要する費用を賠償せしむることが出来る。

更らに加害者側から觀察して、時には未成年者か他人に損害を加へたり、乃至は心神喪失者(俗に瘋癲病者)が人を傷けたり、人の家の財産を破壊するやうな事がある、此の場合には賠償の責任なきものとした、詰り行爲の責任を辨識するに足る知能なき少年や、自他の關係善惡の如何を辨別し得る精神病者は、全く意思能力なきを以て、刑事上に於ける其の罪を罰せざるが如く、民事上に於ても損害賠償の責任なきものとした、併し夫れだからといつて、これを單なる天災地變と同一に見る譯には行かまい、そこで第七百十四條に於て本人には賠償の責任はないとしても、その者を監督すべき法定義務者、通例親權者たる父母後見人の如きもの)が、監督を怠つたものとして損害賠償の責任あるものとしてあ



る、若し夫れ此等の者が監督を十分に盡したにも拘はらず、生じた場合には此の限りに在らずと規定してある。

「雇人が第三者に害を加へたとき」

前の例に於て特に注意すべきことは、雇人が第三者に害を加へたことである、例へば自動車人が人を轢き殺した如き、其の運転手及び助手は或る運送店又は商店の雇人である場合その主家の命令で荷物をその自動車に乗せて運送したとせよ、その自動車が行くべき所を學校歸りの兒童でも轢き殺した場合、突然その兒童が疾駆する自動車の前面を横切つたために遂に此の如き災厄を招ぐに至つたといふときと、自動車の側面を通行しつゝある人を、注意せずして轢き殺したといふ場合には、過失の程度を推測するに重大なる關係がある、前の如きは避くべからざる行爲であるが、後の場合は注意すれば決して轢き殺さずして済むことであつたらう、汽車の通行する先を目當に飛び込み自殺をした者に對しては、機關士も助手も敢て責任はないが、踏切で往行する人を轢き殺したすれば、決して過失でない

は云はれぬ、此の場合運転手や機關士は政府なり、會社なりに雇はれて居る者であり、またそう多額の損害を賠償する資力もなく、夫れに法文には第七百九十九條に於て雇人を使用する者に損害賠償の責任ありとしてある、去りながら使用者が被用者の選任及び其事業の監督に付て、相當の注意を爲したとき、また相當の注意を爲すも損害を生ずべかりしときは、此の限りでない規定してある、併し實際の多くは使用する主人側に於て、被害者側と交渉の上で損害を賠償して、示談解決する傾向となつて居る。

たゞ此の被害者側で特に注意して欲しいのは、被害と同時に當時の事實を立證すべき證據を取つて置くことである、今假りに傷害でも受けたら本人又はその家族が、醫師の許に駆け付けて、施術をして貰うと同時に、醫師の診断書を書いて貰ふ、時によれば被害當時の現場を寫眞に寫して置くことも大切である、これはいざ問題となつたとき、此等の物が何よりも口を聞く、斯く證據を取つて置いて、夫れから先方に談判をするなり、乃至は其の筋に訴へて十分に権利の主張をするが得策である、然るに只慌て騒いで醫師の施術を受けたが、診断書も書いて貰はず、暫らくその儘に放つて置いて、大分快癒した頃になつ



て、加害者側との交渉も纏まらず、遂に訴を起すといつたならば、その間に證據も薄弱となつたり、或は湮滅しない限りもない、全快しかつた時分に警察署などに訴へ出ると、被害の模様を一目して、「その位の傷なら大したこともないではないか」位に言はれて殆んど簡短に取扱はれてしまう、また被害當時の現場事實に付ても、十分に證據を擧げることが出来なかつたとせば、被害者側に大なる不利益を來すのである、言を換へて申せば、被害當時を施療後幾日かを經ての快癒の時とは、被害の程度に相違あるもので、また被害當時の不正事實が詳かでない、却つて被害者自から過失に因つて起つたものと見られぬ限りもない、この際多少の費用手数の上に犠牲を拂つても、前述べた如き處置方法を取つて置くことが、將來に向つての大利益であると知られたい。

#### 「告訴に付ての注意と時効」

被害者がこの不法行爲を告訴し、またこれに伴ふ損害を請求するに付ても、往々警察署を煩はしたはよいが、種々情實経緯からして、その自分と境遇から遂に加害者に利益な解

決で極ることもある、吾人は敢て警察署側の取計らへと不公平とは言はぬが、只甚だ以て意に解せぬことを目撃する、斯る場合には寧ろその筋の取計らへを斷つて、直接検事局に訴へ出るに限る、検事局には如何なる場合でも情實もなければ不公平の處置もしない、事實を被害状況とを調査して、時には示談解決を勧誘し、時には公訴提起を斷行する、近く東京の吾妻橋附近に起れる自動車の轢殺事件で、老母がたつた一人の倅を殺されてしまつたといふので、警察官の取調べから、被害者への損害賠償の話が持ち上つた、處がどうした事かその警察署員の強制命令で、僅かに百圓足らずの損害金を出すことになつて、老母もとうとう往生してしまつたとか、如何にその日暮しの貧しい家庭の倅でも、僅か百圓足らずの金で一生を棄てたかと思へば、決して満足せらるべきものではなからう、況してその倅の毎日某工場に行つては働いて老母を養つて居たといふ境遇、警察署へ行つたからとて譯もわからぬ老婆に何と答へてよいか判断が付かない、加害者が陳述や、署長の言ふに任せるのみはなく、遂に前示の如き僅かな金で示談となつてしまつたといふが、何より大事な倅の此横死に對して、將來は何うして暮らし行くであらうか、然るを其の慰藉料だに



請求し得ず、僅かの金を以て解決さるゝに至つては、實に氣の毒に堪へぬ譯である。

これは只一の例を紹介したるに過ぎぬので、此等被害に依つて生ぜし損害賠償の請求權は、前示第七百二十四條には規定しある如く、損害及び加害者を知りたる時より、三年間内に主張せんと時効に罹るべく、時には已れは遠方に行つて居つて、己れの親なり子なりが殺されたとか、或は大切の家屋敷でも横領されてしまつたのを知らず、遂に二十年を経過した後に發見したとすれば、最早時効でその物の返還又は損害賠償の要求如きは無し得られぬものとしてある、尤もさういつ迄も永く打ち棄て置く例は少ないので、及ぶ限りは一日も早く證據堅めをして權利の主張を爲すべきである。

### 三三、子の認知を請求せざる契約の效力

「將來一切苦情申さずとの誓約の證文」

或る身分ある人が、身分のない婦人と關係して、生れた子を身分ある父の籍に入れることの出来ぬ事情から、産みの母の私生子として届出でた、其の後その婦人は依然として情

人より仕送りを受けて、その子の教養を致して居つた、併し永久迄も關係をつゞけて居ることは、身分地位から鑑みても、また家庭の事情より見ても、許さぬことになつたので、或る機會に於て別れ話しが持上り、情人からは情婦に人を通じて、その別れるに付ての條件を相談した揚句、金何萬圓とやらを情人よりその婦人に提供して、この金で親子兩人の行末の生活費にといふことで納得し、きれいさつぱりと縁を切ることになつたが、其の代りその子は將來何處迄も生母の跡目を相続し、今後父方へは一切何等の苦情は申出ぬといふ誓約書を情人の許に差入れ、これで全く關係を絶つこととなつた。

### 「俄然子の認知の訴を提起」

今後一切の苦情は申出ずとあるからには、金品の請求は勿論、その他何事も申出はせぬといふ意味に解せられる、處がその子が小學校を卒へて中學へ入學する頃になつて、子の教育費や何かにつけて家計向にも、また將來にも不安心と見てか、前約に戻つて子の學費として何分なりと、補を求めたいと申込んだ、すると先の情人から前にも堅く約束した



通り、大金迄も與へて解決したからには、最早如何なる要求にも應じ難いといつて、断然拒絶した、處が程経つて曩の情人の許へ裁判所から次の如き訴狀を送附されて來た

訴 狀

何市縣郡市區町村番地無職業  
原告 氏 名  
何府縣郡市區町村番地會社重役  
被告 何 某

子ヲ認知スル件

請求ノ目的

被告ハ原告トノ間ニ生レタル何ノ誰ヲ被告ノ子トシテ認知スルコトヲ以テ目的トス

請求ノ原因

被告ハ何年何月何日以来原告ト情交關係ニアリシ處原告ハ何年何月何日頃ヨリ妊娠シ何年何月何日何ノ誰ヲ生ンタリ其ノ後被告ハ何ノ誰ノ教養費並ニ原告ノ生活費トシテ金何

圓ヲ原告ニ贈與シ爾後被告ト關係ヲ斷ツコトヲ約シ今日ニ至ルモ何ノ誰ヲハ被告ト原告トノ間ニ儲ケタル事實ハ明白ナルニ依リ認知方ヲ請求シタルモ應セス止ムナク本訴ヲ提起致候

一定ノ申立

被告ハ右私生子何ノ誰ヲ認知スヘシ且ツ訴訟費用ハ被告ノ負擔タルヘキ様御判決相成度候

證據方法

- 一、戶籍謄本 登通
- 一、被告ヨリノ書狀 何通
- 原告ト私生子何ノ誰トノ關係ヲ立證スルタメ
- 原告ト被告ノ關係ヲ立證スルタメ

一、被告ト原告トノ交情後ノ事情一切ヲ知悉セル何府縣郡市區町村番地何ノ誰ヲ證人トシテ喚問ヲ求ム

年 月 日



これにはその意外なるに一驚した、一萬圓といふ金を與へてすつぱり縁を切つたので、前の通り一切苦情は申出ぬといつたにも拘はらず、またもこんなことを言うて然かも裁判沙汰とするのは、不都合もまた甚だしい、今更ら家庭上や世間の前に、私生子を庶子と認知して、自分の家の籍に入れられる譯のものではない、兎角人を以て一應先方に交渉して訴訟を取下げさせんとしたが、原告側はこれに對して何と挨拶をしたものか。

「私生子では精神上耐へられぬ苦痛」

原告側では今や感情激奮の極頂に達しても居り、殊に子も中學にでも入學しやうといふ年齢に達して居るので、永久まで世間から私生子と侮られるのは、精神上忍ぶべからざる苦情である、尙くも父が分つて居る以上、然かも父が相當の身分あり地位あるからにはその子をして名乗つてこそ世間に恥づることもない、如何に物質に恵まれたからとて、私

生子くと世間から呼ばれた以上は、決して己れの永久の不幸であるによつて、何うか父子の關係を明かにして貰ひたいといつて、母に迫つて肯き入れない、母もさう迫られて見れば情として忍ばれない、そこで意を決して認知の訴を起した次第、如何様な事情ありとも、子のために訴訟は取下ぐることは出来ぬといつて拒絶してしまつた。

拒絶されてしまへば致方もない、結局判決の結果に待つ外はなくなつてしまつた、裁判長は原告雙方の陳述と物證人證とを十分に調査吟味して、愈々口頭辯論を開くこととなつた、以上の證據からしては被告側に全然不利益となつて居る、只絶縁の際に一萬圓といふ大金を與へ、爾後如何なる苦情請求も申出でぬと誓約したにも拘はらず、其の後誓約を破つて再び子の教育費などを要求し、拒絶されると今度は子の認知の訴を起したといふ次第で早く申せば一種の脅迫に過ぎない、右の事情なるに依つて原告の請求を棄却せられたしと被告は應訴する、原告側は被告が如何なる事情ありとも、何ノ誰は被告の子たることは争はれない事實、假りに物的要求は約束に反するとしても、その子を認知を求むることは差支ない譯であり、法律が認知を認めたる以上、これを個人の約束で左右することは許



さぬといふ理由で、その主張を力説した。

#### 「法律上認知請求は至當との解釋」

裁判の結果、被告は案の定敗訴してしまつた、夫れは法律上の解釋からしても、子の認知といふ規定は公益上から設けられた制度で、これを豫め拋棄するといふことは許さない若し許すとすれば個人の力に依つて法律が左右されることになる、従つて個人が認知をせないといふ約束は公益に反する、さすれば例へ一切の苦情は申出でさといふ約束は、公益の規定に戻らぬ以外のことを爲したものであると見るのが至當である、また法律を離れて人情的からするならば、被告側はこんな問題の起らぬ先にその子を他に律義堅い人の處へ養子でもやつて、爾後斯る問題の起らぬやうにするが一策でもありたい、また再度の要求迄もなく子の教養に付て然るべく面倒を見てやるが至當ではなかつたか、茲が夫れ人情上當り前のことであり、また人情に支配されて原告側も斯る問題を持ち出さなかつたであらう、然るを事茲に出でざりしは、返す／＼も手落ちであつたと思はれる。

要するに子の認知といふことは、法律上では如何に約束するも、のがれ難きことであるとすれば、そこは人情上から押して行く外はないのと、若し出來得るならば庶子として己れが籍に入れて、教養するが何よりである、子として母親のみを知つて、父親を知ることの出來ぬのは何よりの不幸事であり、又子の將來に取つても大なる支障を招くのである、一度是等の判例もあつて、世人を警戒する所のあつたことは、吾人の聊か満足であり痛快味を感じる處である。

#### 三四、入浴中盜難に遭つたときの處置

##### 「番臺へ預けたか預けなかつたか」

湯屋に行く際に金圓入れの臺口や、金時計などを持参した儘入浴することがある、自宅から直接湯屋に行くといふより兎も角時には用を足しに行つた序に、入浴するといふ人もある、此際持参して行つた臺口とか時計などを、俗に番臺に預けないで、脱衣の間にくるんでその儘入浴することがある、處が偶々板の間稼ぎといふ奴があつて、入浴に來ては同



し浴客の携帶してゐた金品を物取したり、或は脱いである衣類を着逃げして、素知らぬ振りして出て行く奴もあるといふ風で、湯屋の女中を始め番臺に坐つて居る家人は一々注意はして居るが、出入頻繁なことで、劫々さう監視も行届かぬと見えて、折々この盜難に出會ふことを見受ける。

彼れ板の間稼ぎする者は、他の浴客の動靜に間斷なく眼を張り、早くも金品を衣類と共に脱ぎ棄てて浴槽に入つたりを見ると、己れは一足先に浴槽を出て、恰かも己れの衣類を探すやうな素振りを見せては、他の客の金品を物取したり、衣類を着服に及んで浴場を出てしまふ、夫れとは知らず浴槽から上つて己れが脱いだ衣類を着やうとすると、その衣類が見えなかつたり、或は衣類の中に包んで置いた褌口や時計など見當らず、茲に始めて盜難に遭つたことが判つて、見張りの番臺に告げると、一向氣が着かなかつたとの話、夫れは大變なことが出来たとあつて、茲に一騒ぎを演ずることになる。

### 「場屋の主人が責任を負ふ場合と負はぬ場合」

何をいふにも、一方はこれが専門に板の間稼ぎの入浴であれば、その間少しの抜目はない處へ、客の方ではまさかこんなことがあらうとも思はぬので油斷をする、夫れが聊も災難を招ぐ因であるが、要するに貴重品でも推舉した際は、成るべく入浴などをせぬに限るし、若し入浴するとせば番臺に居る監視の家人に、預けて置いて入浴するが宜しい、夫れに付て商法には次の如き規定がある。

第三百五十四條 旅店、飲食店、浴場其他客ノ來集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客ヨリ寄

託ヲ受ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ證明スルニ非サ

レハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ場屋中ニ携帶シタル物品カ場屋ノ主人又ハ其使用人ノ

不注意ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ場屋ノ主人ハ損害賠償ノ責ニ任ス

客ノ携帶品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ公示シタルトキト雖モ場屋ノ主人ハ前二項ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第三百五十五條 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ客カ其種類及ヒ價額ヲ明告シテ



前條ノ場屋ノ主人ニ寄託シタルニ非サレハ其場屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損ニ因  
リテ生シタル損害ヲ償賠スル責ニ任セス

とある、獨り湯屋ばかりではない、旅店でも飲食店、待合、席亭の如き苟くも客の來集  
を目的とする家の主人は、客から預つた品に付ては、天災地變といふやうな不可抗力に依  
つて、滅失又は毀損した事實を證明せん以上は、損害賠償の責任は免かれぬとしてある、  
彼れ強盗が番臺にあつた品を強奪するなどは不可抗力だが、油断をして居た爲めに盗まれ  
た場合は不可抗力ではないから、湯屋の主人はその責任を負はねばならぬ事になる、よし  
客から、特に場屋の主人に寄託しなくとも、場屋中に携帯したる物品が盗まれたとあれば  
矢張り場屋の主人は賠償の責を負ふ、湯屋の例にすれば浴客が着て來た衣類や下駄の類を  
盗まれた場合で、或る浴場に行くと、その屋内の或る高所に筆太にこんな注意書が掲げて  
ある

「貴重品は番臺にお預けなき場合は紛失又は盜難に付て責任無之候」

何々浴場主

お客様

成る程その通りで、貴重品は必らず番臺に預けるがよい、かの通例着て來た衣類附屬品  
の如きは、定まつた籠に脱ぎ入れて入浴する、若しこの衣類や附屬品が紛失盜難に會ふた  
とすれば、湯屋の不注意でその損害を客に賠償せねばならぬ、只お氣の毒位の挨拶では済  
される譯のものでない。

「常識からの觀察と請求權の時効」

客の方ではまさかに番臺へ預けなくとも、盜まれるやうなことはあるまいと思つて、そ  
の儘貨紙幣や貴金屬を衣類と共に籠に入れて浴槽に入るが、前第三百五十五條にもある通  
り、この場合の紛失盜難は場屋の主人に於て責任なきものとしてある、蓋し斯る貴重高價  
のものを番臺に預けもせねば、又種類價額をも明告せずして居たでは、場屋の主人が果し  
て客が夫等の金品を携帯して居たか否やも豫知することは出來ず、特別の注意も拂ふこと  
が出來ない譯である、凡そ人の來集を目的とする營業に付ては、客からの寄託品は勿論客



として通例着服する衣類とか、下駄、傘の如きは常識上から見ても、これが保管の任に當るべきは當然である、然るに使用人等がこれが注意を缺いて、他の客の品と間違ひたり、或は盗まれたりするといふに至つては、その責任を免かるべきものではないのは明白である。

そこで此等の災難に遭遇した場合には、浴場の主人も客と能く接觸して、その不注意を謝した上に、損害賠償の責を果すべきである、而して一方客の方でも或程度迄は寛大にして示談解決すべく、夫れにしても場屋の主人が寄託物を返還し、または客が携帶品を持去りたる後一年を経過せぬうちに、然るべき請求手續を盡すべきで、さうでないとき時効に罹つて、その權利を失ふてしまうことを記憶し置かれたい。

### 三五、買受けた品が盗品又は遺失物の場合

「値の安いのに慾が出て素人から買った」

買受けた者が素人であつた場合と、商人であつた場合とに付て解釋に相違がある、例へ

ば素人（非商人）がやつて来て、一時金に困つたに付て、持つて居る貴金屬を賣り拂ひたといふ話、夫れも己れが買求めし當時の價の三分の一にも足らぬ額で、譲るといふのであるから、茲に忽ち慾心が起つて、そんなら譲受けやうといふことになつて、件の品を引取つたと假定し、それが後日になつて盗品であつたとのことで、警察署の刑事が来て一先その品物を見せるといつて、警察署へ持ち歸つたとせば、借其結果はどうなるものか、この疑問を解釋する必要がある。

成程最初譲受けの際に、譲渡人に向つて確かに此の品は貴殿の所有に相違ないかと念を押すと、決してそれに相違ないといふので安心して譲受けると、それが盗んだ品とか拾得物であつたことが判明して、遂に其の筋より又は眞の所有者の手に取り還されてしまふ事になる、さうなると折角金を出した買つた者は、何等の賠償もなく只奪はれてしまふことになるのが、或は金を出したといふその損害は賠償されるものか、此の疑問を解決せねばなるまい。



「民法には斯く規定してある」

夫れには民法の次の如き法文があつて、此等の場合を警戒し、只此等の疑問を解決して居る、即ち

第九十四條 占有者カ盗品又ハ遺失物ヲ競賣若クハ公ノ市場ニ於テ又ハ其物ト同種ノ物ヲ販賣スル商人ヨリ善意ニテ買受ケタルトキハ被害者又ハ遺失主ハ占有者カ拂ヒタル代價ヲ辨償スルニ非サレハ其物ヲ回復スルコトヲ得ス

と規定してある、詰り眞先に注意すべきことで、例へ盗品や遺失品であつても、それとは知らずに競賣で買つたり、公の市場なりまた其の物と同種の物を販賣する、商人から買受けた場合は、被害者または遺失者はそれとは知らずに買受けた者が、拂つた代價を辨償しなければその物の所有權を回復することは出来ぬとしてある、さすればこれと反對に、斯る公の市場とか同種の物を販賣する以外の、素人からでも買つた場合に、前示の如くその物が盗品或は遺失品であつたとすれば、警察署から押收されて眞の所有者に還付され放

しになつて、その買代金の辨償をして貰うことが出来なくなつてしまふ、して見れば結局金の損し様になる譯である。

「買ふ先によつて判断が違ふ」

して見れば、うっかり素人などから貴金屬だとか、或は衣類などは買ふことは出来ない若し買ふとしても、先方の身分から性格を始め、果してその人の所有物であるが否やを、確めた上でなければ不安である、成る程賣らうとか譲らうといふとき、又は擔保で金でも借る際には、最初の買値よりは極めて安く擔保とし、また譲り渡すもので、擔保に取る方では若し流されても損處か却つて貸した金の倍額にもなるとか、乃至は買つた値の倍額の實價があるといふのに慾心が出て、その物果してその人の所有であるか否やも調べて見ず只漫然と取引してしまふからである。

處が古着屋に行つて古着を買つたとか、時計商人から金時計や金鎖を買求めたり、古道具屋で古書畫置物の類を求めた場合、それが後日盗品や遺失物であつても、それは商業上



の信用引取を全ふせしむる上に、眞の所有者がその物を回復するときは、買代金を辨償せしむるに非ざれば、還付を求め得られぬものとした、若しさうでないとするれば、買人側は一々商人から物を買ふとしても、果してその商人の品が否やを調べて見た上でなければ買はれぬといふ不安を生ずる、こんなことでは商業取引が盛んに行はれるもので、ない寧ろ商人たる以上は顧客に斯る迷惑や損害をかけぬやうに、豫め此の邊に注意して品を賣るべきで、買人側にあつても買ふ度毎に、所有の眞否を調べて買ふなどといふ手数を要するとせば、一層のこと買はぬ方がといつて止めてしまふ、之れでは商賣が成り立つものではない、忽ち店がさびれてしまふ、して見れば、その物と同種の物を販賣する商人から買ふことで、それも偶々盗品とか遺失物であることを承知の上で買つた場合は、悪意であるといふ點からして、眞の所有者に只で持つて行かれて致方はなく、殊に近頃此の實例を頻繁に目撃して、特に注意を施した譯である。

### 三六、債務者の財産差押と差押の解除

「執達吏を同行して嚴重に執行する」

債權者が債務者の家財道具を差押へる際の、實際的方法に付て幾多注意すべきものある中にも、その重なるもの二三を紹介すれば、第一差押の際は執達吏と同行して現場に赴き違法ならざる限り差押を嚴重にやつて貰う、執達吏中には極めて執行を寛大にすることもあるに依つて、去りては債務者に對し物質及び精神上の苦痛を與ふる感じが薄くなる、精神上の苦痛が甚だしくなければ、債務者は差押へされても云はゞ平氣で、敢てこれを恐れぬといふ風になる、然るに何事から何迄嚴重に差押をして、執達吏がこれに封印でもして歸つたならば、世人に對する面目上にもかゝるし、また家事上に種々の支障を生ずるによつて、債務者は何れ此等の差押品を競賣されてしまつた日には大變だとあつて、何とか算段をしても差押の解除をして貰うべく努める。

勿論差押物の價額が、債權額を超ゆることは出来ぬし、またそれにも及ばぬが、普通の



場合には債権額よりは差押物の價額は少ないもので、甚だしきは債権額の十分の一だにも達せぬこともあり、また何もこれといふ差押を品もなく執達吏は差押を中止して引あげる事もある、差押後愈々競賣日でも通知されて来ると、債務者に取つては一時苦痛を感じるそれも道理各家庭に備へ付けたる家財道具を、競賣されてしまつたとなれば、日常の不便を来すと同時に、來客の前にも見つともない、そこで債権者に向つて次の如き嘆願的交渉を試みるのが例である。

### 「競賣延期の哀訴嘆願」

債務者が債務者に對する嘆願の向は、どうか競賣を延期して貰ひたいといふことである、併し債権者の方だからとて、如何債務者が哀訴嘆願に及んだからとて、只無條件では承知すまいといふことは、債務者も能く心得切つて居るによつて、先づ債権者の意を和けるために、何程かの金を算段して持参する、そして債権者に向ひ

「誠に済みませんが、どうか何日の競賣は延期を承諾して戴きたい、その代り本日はこ

れ丈の金を持参しましたから、僅か許りでも利息と思つて受取つて下さい、そのうちにあと金を都合して精々御返し申すことに致します、今度丈は屹度間違ふやうなことはありませぬ故」

と如何にも悔悟したやうに、且つ悲し氣に債権者に哀訴する、債権者も債務者の話を聞いて見れば成程さうかとも思はれるし、殊にこれ丈の金を利息でも受取つて呉れるといふその金に遂ぞ慾心が起つて、承知して延期願に署名捺印してやると、債務者は早速これを執達吏役場に差出して、茲に始めて延期となる。

競賣は相當期間延期されたが、此の間に債務者は例の借金を返済算段が出来るかといふと矢張り出来ない、そこでまた彼れは一策を案する、この奸策こそ差押を全然解消せしむるものならんとは。

### 「詭辯を以て巧みに差押を解除さす」

今度は債権者の處へ行つて、全く差押を解いて貰うことの相談だが、夫れが劫々巧妙を



纏めて居る。

「そのお金の算段に苦心致しまして、田舎の親戚に迄参り事情を詳しく述べて、一時お金の融通を求めた處、田舎も不景気で今の處は何とも致し方はないが、秋になれば米も取れるし、取れさへすれば賣つた金を都合してやるが、今日とても出来によつてせめてこれ丈も持つて行つて先方様へ内金に届けるがよいといふことで止むなく歸つて來たが、東京での同郷の知人に打明けると、夫れでは私とその差押へられてある品を相當の値でお引受けしても宜しいが、何にしろ差押へられてゐるのではどうにもならぬによつて、事情を訴へて一先差押を解いて貰つたら、品物と引換に代金を差上げませうとの挨拶、この上さうして知人に引取つて貰つて、代金を受取り早速御返済申したいによつて、何卒事情御推察の上で差押へを解いて戴きたい」

といつて嘆願する、債権者も債務者が郷里の親戚から借りて來た金を今茲内金に入れるといふし、あとは知人に家財道具を賣拂つた金を以て返金するとあれば、これで始めて債権関係は消滅するといふ巧妙な話に乗つて、輕率にも直ちに差押解除の手續に及んでや

る。

圖に當つた債務者は、斯る素振りも少しも顔に現はさず、債権者の此の舉を如何にもあり難氣に感謝して歸宅する、間もなく差押解除の通知に接すると、早くも家財道具一切を纏めて、人知れぬ間に何れにか轉居しまゝ、債権者は夫れは知らず、最早債務者も約束通り家財道具を處分して残金を拂つて來る時分と待ち構へてゐたが、何の様子もないので、怪んで債務者の宅を尋ねると、何ぞ計らん既に二三日前から貸家の札が貼つて、債務者の家族は何れにか引越してしまつたの隣人の話に、これはと許りに一驚し、こんなことなら差押は解いてやるのでなかつたものと、後悔しても先に立たず、茲に始めて彼れ債務者の奸手段に乗ぜられたことが判つたといふ、實演を目撃した事がある。

「法力で行くか人情で行くかの戦術」

して見れば彼れ債務者の口車に乗つて、然かも眼前の利慾に迷ひ、狼りに差押の解除は承諾せぬに限る、否競賣延期は内金を入れるのを條件として承諾するのもよいが、これと



てもせめて二三位のもので、夫れ以上は決して承知するは不得策である、よし競賣して得た金で尙債權の辨濟に不足を生じた場合には、夫れで敢て斷念するにも及ばぬ、債權者中には既に重要物品は他に運搬してしまつて、早くも差押を免かるるの手段に出づる場合が多いし、またその後には物かに他に轉居して、債權者には所在不明の状態に在らしめ、曩に隠匿して置いた道具を引越先の家に運んで、素知らぬ風を装ふて居る者もある、債權者は彼れが轉居先を突止め、不意打的に又候彼れ債權者の家財道具を差押ふるの強行手段に出でたならば、流石の債權者もこれには全く閉口してしまふことになる。

假りに彼れ債權者は當時又は一二年間は、生活困窮の時代に在るとも、何時しか財政の復活せぬものでもない、或は商賣から取り付いて立派な店を經營するに至る事もあれば昨日の失業者も今は相當の職に就いて裕富な生活を爲し得るに至るかも知れない、債權者は時効に罹らぬ以上は、依然として存在するが故に、債權者は常に茲に留意して、正當なる債權者には同情して時には後援もし、そして家業を恢復せしむるに努めたならば、彼れ債權者もその徳に服して何でか債務をその儘にして置かう、若しも徳義も人情も顧みぬ債

務者に對しては、徹底的に債權の行使を實行するといふ風に、法律人情の使ひ分けは茲ぞ債權者の考へ一つであると共に、亦債權回収の上策とも思はれる。

### 三七、血族その他の親族を扶養する義務

#### 「扶養すべき義務の順位」

近頃忠孝の道が非常に薄らいで來たのは慨はしい、況して扶養の義務に於てをやで、親子兄弟姉妹間に生活に窮する者、病氣で働けぬ者があつても、血族關係でありながら少しも顧みないといふ傾向を目撃するにつけ、吾人は如何に道義觀念の缺乏せるかを悲しむものである。

民法の規定に依るも、扶助關係が嚴乎として明規せられ、血族並にその他の親族、配偶者間に於ての扶養義務を命じてある、即ち直系血族及び兄弟姉妹の間は互に扶養を爲す義務あるは勿論、夫婦一方と他の一方の直系尊屬で、その家に在る者との間にも亦扶養すべき義務があり、此等扶養の義務を負ふ者が數人ありと假定し、その義務を履行すべき者



の順序はといへば

- 第一 配偶者
- 第二 直系卑屬
- 第三 直系尊屬
- 第四 戸主
- 第五 前條第二項に掲げたる者(夫婦の一方の直系尊屬)
- 第六 兄弟姉妹

といふ順序になつて居り、直系卑屬又は直系尊屬の間に於ては、その親等の最も近い者を先とすることになつて居る、若し同順位の扶養者數人ありとせば、各々その資力に應じてその義務を分擔すべく、此の場合家に在る者と家に在らざる者との間に於ては、家に在る者を先づ扶養することとなつて居る。

「扶養者が數人もある場合には」

扶養を受くる權利ある者が數人あつた場合に、扶養義務者の資力がとてもその全員を扶養することの出來ぬ場合には、どうするかといふに、この場合は次の順位によつて扶養する。

- 第一 直系尊屬
- 第二 直系卑屬
- 第三 配偶者
- 第四 夫婦の一方の尊屬親でその家に在る者
- 第五 兄弟姉妹
- 第六 前五號に掲げざる家族

といふ順序であり、若し同順位の扶養義務者數人あるときは、各その需要に應じて扶養を受けられる。

併し如何に扶養せねばならぬ義務があるからといつても、無制限なものではない、詰り扶養を受くべき者が、自己の資産又は勞務に依つて生活を爲し得られぬときに限られてあ



つて、只遊んで居て働きもせず飯が食へぬから飯はして呉れといった處で、それでも扶養せねばならぬ程の義務はない、近頃は夫の働ける男が碌に仕事がなく失業で生活が出来ぬから食はして呉れろといつて押しかけて来る、けれども働ける身體を持つて居て、兎角働くのがつらく、楽な仕事をして収入を得やうとするのであるから仕事も容易に見當らない、況してその労働仕事さへも尋常ではあり付けない今日、斯る我儘のことをいつて居たでは、いつになつても思つた仕事の見付かる筈もない、及ぶ限り勞役に堪へても生活するが當然である、また一方に於ても資力の許す限りは扶養してやるといふのが當然であり、これが我國の家族制度の於ける道義的義務と心得ねばならぬ、然るに親子の關係も忘れて却つて妻の實家に在る妻の父や母などの面倒を見てやるといふ。親不孝の馬鹿者のあるのは何たる愚の沙汰であるか。

### 「扶養の提度とその方法」

凡そ扶養の程度は、扶養権利者程需用と扶養義務者の身分、及び資力とに依つて定むべ

きもので、さう矢鱈に扶養の程度を多く要求したとて、義務者の方の資産力をも考へて見なければならぬ、そこで兩者の身分と資力を考察することになる、扶養の方法は扶養権利者を引取つて、之れを養ふか、或は引取らずして生活の資料を給付するか、それは扶養義務者が何れかを選択することが出来る、尤も扶養義務者の家に引取られては、嫁なる者は實際上は他人で何の縁りもなく、おまけに常に扶養権利者との間に不和の關係でもあつたので、とても嫁なる者が面倒を見て呉れる處か寧ろ虐待すること明白であるとか、現在の場所て扶養を受けたなら種々の便宜あるといつたやうな事情があれば、扶養権利者はこれを主張することも出来る、またその判例も認めて居る、法文にも正當の事由あれば、裁判所は扶養権利者の請求に因つて、扶養の方法を定むることを得る旨を明示してある。

其の一度扶養の程度や方法が判決に因つて定まつた場合に於て、その通り扶養して行つたが後になつてその判決の根據となつた事情に變更を命じたとき、例へば判決の當時は身體が虚弱で働くことも出来ず、ために本人を遊ばせて生活すべく資料を給して居たが、その後疾病を起して醫師の診断の結果、手術及び服薬をせねばならぬことになつたとすれば



これ即ち事情の變更を生じたものであるから、その判決の變更を求めて、醫師の手術服藥の費用を扶養義務者に出さすことが出来る。

### 「兄弟姉妹間の扶養のとき」

兄弟姉妹間に在りても、勿論扶養の義務があるが、その扶養を受けねばならぬことになつた原因が、扶養を受くべき者の過失によらずして、生じたときのみに限られて居る、例へば扶養を受くる者が不幸にも突然病氣に罹つたとか、乃至は自動車のために轢かれて負傷したといったやうな、己れの過失から起つた場合でないときに限られて居る、だに依つて若し本人が酒を飲み花柳界に遊んで、所謂花柳病に罹つたのが原因で、足腰も起たず遂に生活に窮した結果扶養を求めて來たといふ場合は、之れ自から招いだ過失であるから、敢て扶養する義務はないとしてある、否そんな奴は例へ兄弟姉妹であらうか、膺懲的に面倒を見てやらぬ方がよからう、併し扶養の義務ある者が戸主で、扶養を受くる者がその家族でもありとすれば、それは打ち棄て置く譯には行かない、何故なれば戸主は原則的に家族を

面倒見る義務があるのと、また家族が家長たる者を見てやる義務がある、然るに他の親族に負はさすことは不法で、扶養すべき資力もなくして、始めて國家又は公共團體になりと救済を仰ぐことになる、實際此等の血族が遠方に在つて路頭に迷つた場合、官權はその者の原籍を調査し、その戸主でも相當の生活餘裕あれば、その者に引取らせるし、また今迄公共團體に於て支出した費用を、支辨せしめて居るのである。

要するに此等扶養の義務は、此等の事實あると共に一日も早く盡すべきで、時には多少の資を提供してその業に就かしめ、或は重病とならぬうちに施術醫藥に服せしめて快癒せしむるといふのが、却つて扶養義務者の利益である、然るにこれを顧みざるに於ては一層將來重き負擔を重ねることとなる、殊に同胞の此の不幸を顧みざるが如きは、これ我國教に背くの甚だしきものとして、吾人の憎惡し排斥すべきものである。

### 三八、貸地へ通行するための地役權

「隣地所有主より地内通行を拒絶」



己れの所有地の周囲が悉く他人の所有で、その他人の地内を通過せなければ、己れの所有地内に行けぬといふこともある、今迄は極めて親しい間の関係であつたために、他人の地内の一部に所謂私設道路を設けて呉れたので、其處を通過して耕作や作物の收穫を爲し來りたものであつたが、ふとした事から不和となり、互に通らすがつても顔を横に向けて知らぬ顔をするとなつた工合、夫れが段々に嵩じて、一方の地主の家の下僕がやつて來て

「おらが家の主人からの使へだが、これから先あなたの地所内に行くのに、おらが主人の地内を通られては困るによつて、斷つて來いと命令されました故、御承知を願ひた  
5」

といふ挨拶、これを聞いた袋地を所有して居る家の主人は、何とも返事の出來やうもなく、只々先の話を受はつて置くといふより外はなかつた、併しさう斷はられて見れば、折角己れが地所へも行けぬことになつて、耕作し收穫も叶はぬ破目に陥つたので、只々彼れが非道極まることを憤慨するのみであつた。

何を申すにも百姓生活、斯る場合には法律上ではどうなるかなぞといふことは知る筈も

ない、殊に隣地所有者は今迄通行させ居つた私設道路をば、開拓して畑にしてしまつたのを見て、これじやどうしても通れぬものと一圖に考へてしまつた。

### 「村長の意見と其の真相」

が、併し何とかしても他人の大地を通れぬものとすれば、自分がその土地を所有して居たとて何の役にも立たない、わざ／＼税金迄も取られて持つてるにも及ばないから、政府へお返還し申す外はないといつて、村役場に村長さんを尋ねて右の次第を物語ると、村長は

「夫れは先方の言ひ分が悪いのだ、袋地を持つて居る貴方は、民法に謂ふ地役権といふものを有つてゐて、適法の方法を以てすれば結構他人への土地を通じて、貴方の袋地に行くことが出来る、如何に平素不和の間柄であつたとて、こんな難題をしかけるといふ先方が間違つて居るによつて、乃公が行つて先方に能く諒解をつけてやらう」

流石は村長さん文あつて、斯る話を耳にしたからには、放つて置けないとあつて、早速先



方土地の所有者に面會し、袋地へ通すべく己れの土地へ足を踏み入れてはいかぬとの申條は法律上不法である、苟くも袋地を所有し居る某はその袋地へ通すべく他人の土地に成るべく損害をかけないやうにして、通行する権利がある、(民法第二百八十條以下)これは何としても拒むことは出来ない、その代り一方は土地を通行するために生ずる處の損害を賠償せなければならぬ旨を詳しく説いて聞かせて、これ迄通り通させてやるがよい、その代り通行した爲めの損害をば何程と定めて取つてやることにせよと、理を説いて懇々と論したので、成程と首肯したが一樣親類にも相談した上で、村長の許へ挨拶をする事になつて村長は一先引き取つた。

村長は袋地の持主に右の経過を告げたが、今迄袋地の持主が他人の土地を通過するの何十年といふ永い間然かも親爺の代から、今日迄鏝一文だに損害金とかまたは報酬といったものをせず、只毎度お邪魔を位の挨拶をしただけで通過したものだ、その袋地へ通すためには私設道路迄も拵へてやつたとすれば、折解其處を耕作すれば何程なりと收穫が出来る、夫れを通路としたのであるから夫れ丈損害が生じて居る、袋地の所有者は自分の

ために他人がこの損害を年を蒙りつて居ることに氣が注いたならば、決して前のやうなお辭儀一邊で済む譯のものでない、これは法律上でも且つまた徳義上よりしても、何等かの名目の下に損害を賠償すべき義務があるのだ、これを吝んで永年その儘に放任して置いたことも免かるべからざる失態である、殊に兩者間に於ける平和が破れた今日、尙更この邊のことは豫め定めて置かねばならぬ、俄然隣地の所有者は、平素の不和とこの不満とか勃發して、自分の土地に足を踏み入れるなど申し出た譯であらう。

### 「村長の仲裁に因る圓滿解決」

やがて隣地所有者から親類とも相談の結果村長さんの意見にお任せ方がといふことになつて、「どうか然るべく御裁断を仰ぐ」といつたやうな返事、袋地の所有者の方でも只々村長さんのお骨折になつて解決を願ふ外はないの話、村長も兩者の間に入つて次のやうな條件をつけて、兩者間のこの問題と夫れに平素不和であつたことも、この際丸く納めて寧ろ親戚同様の交際をするといふことを、村長の面前で誓約せしめた。



一、袋地所有者何某は、従前通り隣地所有者何某の土地を通過して、袋地と公路との間を往復し得ること

二、右何某の土地を通過するに依り生ずる損害賠償として、金何圓也を毎年十二月二十五日迄に袋地所有者何某より何某に支拂ふ義務あること

三、今日近何家か先代以來永年何家所有の地所を通過したる爲に生じたる損害金は、何某の提供する包金にて何某はこれを快諾し敢て異議なきこと

四、この機會に於て何々家と何々家と平素不和の關係はこれを水に流し、今後は親戚同様親睦の交際を爲し、共に村内平和と發展に心し、常にその模範を示すこと

といふ四ヶ條の下に何れも異議なく承諾し、茲に目出度手打の宴が開かれ、村長も面目を施して己が宅に歸られた、元來袋地の所有者が永年他人の更地を何等の報酬若くは損害賠償をせずして、通行しつゝあつたといふことは、これぞ第一の落度である、常識上から見ても、他人の地内を只で通つてよい譯のものでない、豫め何程でも損害金を定め置いたならば隣地所有者も彼れ是れ苦情は申出なかつたであらう、幸ひに村長の仲裁でこの損害

賠償額を定めたことは、これぞ袋地所有者に取つて永遠の利益である、若し村長が仲に入つてもこの點か廻まらぬとすれば、裁判所に持ち出して、損害賠償額を定めて貰ふ外はなくなる、何れにしてもこの通過による損害を賠償する代りには、袋地の所有者は地役權當然の結果として、通行する權利は失はない。

### 三九、吳服代五十圓に對し五圓の内金

「殘金を拂はぬといつて其の筋へ告訴」

或る商人が吳服類を賣つた、處が買人の方では代金全部が支拂へぬといふので、内金として何程かを入れるから、あては二月拂の勘定にして呉れるとの話に、商人の方でも初めての取引ではあるし、二月拂ひなどでは困る故、どうか内金を入れて、あとは來月の晦日に残りを拂つて呉れと挨拶した、買人も夫れを承知して品物を引取つた。

處が吳服の賣値は三品で五十圓といふのであつた、然るに内金を入れた額は僅かに五圓して見ると残りの方が四十圓、これを約束通りに來月の晦日に拂はねばならぬ義務が、買



人側にある譯である、商人の方では晦日には勘定が取れるものと安心して居たに、計らずも約束日になると、買人側がやつて来て當にして居た金が入らぬために、呉服の代金は拂へないからといふ、商人もこれには困つた、そんならいつ何日に拂つて呉れるかと尋ねて見ると、本月の晦日でなければ何うしても拂へないといふ話に、致し方なく晦日まで待つてやると、その晦日にも矢つ張り拂へない、またもや來月の晦日といふことになつたが、これも同様未拂とあつたので、流石の商人も勘忍袋の緒が切れてか、買人に向ひ

「拂ふて呉れる見込のないものなら、一層先きに賣つた品物を返して呉れ」

と談判に及ぶと、買人側では最早その品物は衣類に仕立つてしまつたので、返す譯には行かない、そんな剛情を言はずと、金の出来るまで待つて呉れると頼んだが、商人一向承知する氣色も見えない、代金も拂はねば品物も返へさぬといふからには、此奴胸に一物あつての仕事とすら思はれない、五十兩といふ品物の代金に、僅か五圓許りの内金で、あとを踏み倒さうとあるからには、夫れこそ全く詐欺である、こうなつたからはその筋に詐欺の告訴を爲す外はないと脅かして見た、すると買人は

「決して代金を拂はぬなどといふ悪い重見は持つてない、何れも他から入つて来る筈の金を當にして居たのに、夫れも入らず、仕事の方は此の不景氣の處へ、雨天續きで手を出すことも出来ず、殆んど寝喰ひ同様の姿で、貴方の所から買つた品物も、七ツ屋の土蔵にブチ込んでしまつたといふ始末、いくらでも金が入れば晦日と言はず、いつでも入金するによつて、どうか茲暫らく待つて呉れる」

と七ツの膝を八重に曲げて嘆願に及んだが、商人は承知しない、憤怒の餘りと夫れにいはい機嫌でとう／＼警察署へ訴へ出た。

「司法主任は悪意の有無を取調ぶ」

商人は司法主任の前に経過を陳述し、五十兩の品を僅かに五圓で釣つた彼れの行爲は、正に詐欺たることは疑ふの餘地はないによつて、詐欺の告訴に及んだと申し述べる、司法主任はよしこの上は買人某を呼出して、委細の事情を取り調べるによつて、お前は改めて呼び出すによつて夫れ迄待てといつて告訴人を歸へした、司法主任も斯く告訴があつて見



れば寸刻もその儘にし放任して置けない、早速買人を呼び出して、経過を取調べたが、有りの儘の買人の陳述を聞けば、まさかには詐欺するの意思があつたとは思はれない、併し五十兩の代金に對し、僅かに五兩ポツキリ丈しか入金せないので、残金はその後一錢でも入金して居ないといふ處から見れば、或は最初から故意があつてのことかとも推測されんでもない、そこで司法主任は叱るなりすかさずなりで、

「オイ、お前はほんとうのことを述べなければいかんよ、如何な親切な無慾の商人だからといつて、五十圓の品を只の五圓丈入金のみで、夫れで腹の立たぬ者はあるまい、またお前の方でも拂のつかぬ境遇であることを承知しながら、何故そんな高價な物を買ふ氣になつたのだ、これが第一疑はしい點である、何でも正直のことを述べないとお前の損だぞ、正直に自白しろ」

と言はれたが、彼れとても始めから詐欺をする積りでなかつたと見えて、實はあの品物を買ふ際に、晦日にはどこから何程の金が手に入ることになつて居たこと、夫れは他方より當方へ來た棄書に依つても立證し得ること、その他に金の出來ぬ都合の證據を示して

此等の金で代金を拂う積りであつたが、意外にも違約されたので、遂ぞ品物代も拂へなくなつた、次第を續々と陳述した、司法主任も右の陳述よりして、彼れには詐欺の意思はなかつたやうにも推測されたので、尙ほ他の方法によつて取調べを爲す外はないとし、一先被告の歸宅を許した。

### 「刑法の條文とその解釋」

翌日司法主任は告訴人を呼び出して、被告人の素性を始め、是れ迄斯る行爲でもあつて物を詐取したになかつたどうかを尋ねて見ると、今迄はそんなこともなかつたこと、一時は餘裕ある生活もして居たこともあつたが、此頃は失業から生活にも窮したとは世間での噂さであると述べたのみで、他に最初より詐欺の意思でやつたといふ事實を立證する何等の證據も發見し得なんだ、若し詐欺の意思あれば、例へ品物を引取る際に五圓の内金でもする筈はないといふことが、被告に取つて有利の材料となつた譯である。

凡そ犯罪には豫め犯意あることを要する、たゞ犯意がなくなつて罰する場合は、かの過失



犯の場合のみに限られて居る、今本件の場合に於ても、被告は夫々他から入る金を以て代品を拂ふ積りであつた、處が夫れが當外れとなつた上に、生活にも窮して居ればこそ、買った品物迄も典物と爲し、生活費に充てたといふ譯で、事情は大いに憫訴すべきものである、試みに刑法には

第二百四十六條 人ヲ欺同シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシタル者亦同シと規定してあり、然かも此等の罪は犯意あると要する、刑法の第三十八條には「罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セス」と規定ある如く、被告が詐欺をするといふ故意なくしてやつた以上は、全然詐欺とはいはれない、して見ると被告が例へ五圓の内金でも拂つて置いたことと、他からの入金あるべきことを豫期して買求めた事實に對して、有利なる證據は告訴人に於て、民事上の請求即ち「品代金請求ノ訴」を起し得るのは勿論だが、詐欺なくば刑法上の罪に問はんとすることは當を得ないやと思料される、して見ると被告が五圓の入金、これぞ被告のために何よりの幸ひを見て宜し。

#### 四〇、遺産相続を無視せし慾張者の失策

「遺産を相続する順位と資格」

遺産相続は家族の死亡に因つて開始されるので、家督相続人が先代の家督を相続すると同時に、その家督を相続することは、家督相続の結果で遺産相続ではない、そこでそんなら誰が相続すべき権利あるかといふに、民法にはその相続人と順位とを左の如く規定してある。

第九百九十四條 被相続人ノ直系卑屬ハ左ノ規定ニ從ヒ遺産相続人ト爲ル

- 一 親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス
- 二 親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺産相続人ト爲ル

第九百九十五條 前條ノ規定ニ依リテ遺産相続人タルヘキ者カ相続ノ開始前死亡シ又ハ其相続權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ前條ノ規定ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ遺産相続人ト爲ル



第九百九十六條 前二條ノ規定ニ依リ遺産相続人タルヘキ者ナキ場合ニ於テ遺産相続ヲ爲ス者ノ順位左ノ如シ

第一 配偶者

第二 直系専屬

第三 戸主

前項第二號ノ場合ニ於テハ第九百九十四條ノ規定ヲ適用ス

と規定してある、被相続人の直系卑屬即ち子、子がなければ孫といふ順序で、夫れも親等の近き同じい者は、同じ順位で遺産を貰うこととなるによつて、假りに三人子供があれは、その子供は親の遺産を何れも貰うことが出来る、これに反して親等の異なつた者の間にあつては、その近い者が先きになる、而してその遺産を受くべき順位にある者が、相続開始前に死亡するとか或は相続権を失つた場合には、其者に直系卑屬即ち子あり孫なり、ありとすれば、その者はその相続することの出来なくなつた者と、同順位に於て遺産相続人となる権利がある。

以上述べた順位の相続人が無ければ、今度は第一にその遺産は配偶者（即ち夫が財産を遺して死亡し夫婦の間に子でもあるとき）即ち妻がその遺産を貰ふ権利があり、妻でもなくて獨立者であつた場合は相続者はその者の直系尊屬即ち父、母、祖父、祖母といふ順になり、此等の相続人がないとなれば其家の戸主が相続することになる、然るに世には往々これに違反したことを敢てする者がある、即ち俸の二男が徴兵にて出征したと假定し、夫れが不幸にも戦死した場合に、その兵士には妻があつたが子がなかつた、そこで國家から下賜される葬祭料や一時金といふものを、兵士の慾張親爺が取つてしまつて、逝き兵士の妻には一文をも渡さぬ上に、最早俸が死んでしまつた以上は、此の家に居ても致方はないから、實家に歸へつたらよからうといはぬ許りの態度、妻は夫が國家の爲めのこの戦死、豫て覺悟はしてゐたものの、義理の親が餘りのしうちに居堪らず、實家に歸つてこの次第を兩親に打明けた。

「何故に法律と人情の使ひ分けをせぬか」



すると嫁の両親もこの處置に憤つて、嫁は夫等の死後は只管その靈を弔ひ、將來獨身にて夫への貞節を誓ふと堅く決心して居るにも拘はらず、夫への不賜金迄も悉く横領してしまつて、妻に與へぬといふのは暴怒も甚だしい、この儘では黙つて居られぬといつて、人を以て嚴談に及んだが、却き以て埒があかない、その結果遂に裁判沙汰と迄なつしまつた。

既に前にも説明せし如く、一體全體戦死兵士が遺産及び下賜された金は、兵士夫婦の間に子でもあればその子、子がなければ配偶者たる妻が相続すべき権利がある、兵士の實父なり實母は、子も妻もなき場合で、所謂第二順位に屬して居る、然るを妻は他から嫁いだ者だ位に思つて、此等の遺産を占有するのは云はゞ横領である、權利なくして勝手に取つたものである、そこで裁判の結果は遂に實父が敗訴してしまつたが、これは當然のことである、著者をして言はしむれば、斯る場合には宜しく法律と徳義人情との使ひ分けをして先づ本人即ち妻の實家の両親とも協議を遂げ、妻にも遺産の半額位を與へ、あとの半額は兵士の両親が受くることにしたならば、極めて圓滿に解決がついた譯のものである、然る

に暴怒にも斯る行爲に出でたのは、これぞ眼前の慾に迷ふて、將來の利益を顧みなかつたからである、妻の實父は

「何に夫の親爺は裁判で敗けても拂はないとな、拂はなければ家屋敷を差押へても取つて見せるぞ」

と如何に強硬である、これにはとんと閉口して遂に判決言渡通り、妻女に夫の遺産を戻したといふことである。

### 「内縁の妻であつた場合は如何に」

以上の場合には嫁が婚姻届をして、既に夫の籍に入つて居る場合で、若しも婚姻届をせずして、俗に内縁の妻であつた場合に、往々起る問題で法律正式に婚姻届をせんからには、天下晴れての夫婦ではない、今その夫が死歿して残した財産、或は下賜金の如きは法律上の配偶者即ち妻に渡るべきでないといふ見解を抱く者もある、そこでその死歿者の實親が如上の遺産を取つてしまつて、内縁の妻小供（未だ庶子として届出ず妻の私生子とし



て届出である場合)は無一物でその後を送らねばならぬといふ境遇、これが果してその死  
者たる夫の意思に適ふものであるか何うか、正式に婚姻届をせねば妻でないといふ民  
法の規定は、此邊の實際から見れば著るしき缺陷と思はれる、嘗つて陸軍省とやらは、そ  
の事情に鑑みて、件の一時賜金を内縁の妻に給したといふことであるが、それでこそ始め  
て戦死者の意思に添ふものであらう。

夫れにしても民法が、正式婚姻届出をせんければ、夫婦でないといふ法律上の見解は、  
如何とも致すことは出来ぬとしても、斯る遺産の相続とか特殊の恩典に對しては常識と事  
情とを斟酌して定むるを以て至當とする、否斯る場合の起らぬでもないによつて、婚姻届  
の如きは一日も早くして置くに限るべし、そして將來に疑ひの種を播かぬやうに心がけ置  
くが肝要である、尙内縁の妻なるものに對する法の不備缺陷は、必らず速からず改正せら  
るべきものと信ずる。

#### 四一、寄留届をせぬ幾多の不利益

「伴が學齡に達して始めて氣が付く」

寄留法の第一條には、九十日以上本籍以外に於て、一定の場所に住所を有する者は、こ  
れを寄留者とする事、その第四條に於て寄留届を怠つた者は、五圓以下の過料に處する  
規定してある、元來居住を一定して届出で置くことは、國家のためにも亦各個人のため  
も特に利益のことで、彼れ選舉權被選舉權を得ること、貧困にして療養の費用なき場合に  
その寄留地の公共團體の無料施療を受け得るが如き、蓋し一二にして數へ切れぬのであ  
る、そこで前にも示す如く、九十日以上本籍地内に住居又は居所を有したなら、寄留者と  
して寄留届をせねばならぬ。

然るを世人往々にしてこの届出を怠る者が多い、己れは家族を連れて東京へ出稼ぎにや  
づて來た、勿論永住の見込みである、夫れに既に二年三年を経過しても、未だに寄留届が  
出てない、いつしか伴は學齡に達して、小學校へ入學せねばならぬ、然るに町村役場なり



區役所からは、何ともいつて来ない、隣りの家の小供は來月から學校へ行くのだといつて、両親から學校道具を買つて貰つて、喜んで居るのに、自家の小供は同じ學齡に達しながら學校へ入れないといふので、伴が親連に學校へ入れて呉れるといつてしつこく迫る、両親もこれには困つた、そこで區役所に行つて尋ねて見ると

「貴方がどこそこに住つて居るといつても、未だに寄留届がしてないじゃないか、夫れ故當方では知る由がないから、兒童の入学にも通知が出来ぬ譯じゃないか」と反對にしめつけられる、成程さう思へば未だに寄留届はして置かなかつたので、それは此方の手落とあつて忽ちその失態を謝し、どうか伴が學校に入れるやうにして戴きたいと、吏員に嘆願に及んだ。

#### 「届出を忘ると制裁を免かれなす」

吏員はこれに同情して、先づ寄留届を出させ學務の課長は下僚に命じて、學齡に達せるその者の伴を區内の或る學校に入学せしむる手續を執つた、それがために他の學齡兒童と

同じく期日につまがなく入学することが出来たといふ實例を耳にして居る、然らば何故に斯かる失態を起し易いかといふに、夫れは各自が寄留届を爲すべき義務に無意識なるが、乃至は承知しながらも厄介がつて、その儘放つて置くといふ弊害からである。

通例町村役場とか區役所では、寄留届を爲すべき期間を經過したる者には、一應寄留届を爲すべき旨を通知してやる、夫れでも届出を怠つてせない場合に、初めて前示の役所では何の某は寄留届出を怠つた旨を書面を以て管轄區裁判所に通達する、區裁判所は本人を呼出して取調の上で、以上の金五圓以下過料を言渡すのとしてある、僅かな手敷をおしんで届出をせぬ爲めに、後日幾多の不便利益を招くのみか、爲に過料に處せられるやうな事があつたとすれば、如何許り不面目か知れない、苟くも一家の主人たる者は深く此邊に注意して欲しいのである。

#### 四二、遺言は家の爲め子孫の將來の爲め

「慾張り親爺と勘當と食つた放蕩息子」



遺言の必要は今更申す迄もないが、借その方式に適はぬために無効となることも、また往々にして法律問題を惹起することもある、慾張親爺生前妻子に財産を贈ふことさへ客しくて出来ず、突然關没血のために倒れてしまった後は、今迄勤奮を食つて居た道樂伴が歸家して、己れは相続人だと許りに、ドシ／＼慾張親爺の財産を己れの名義に書換へ、急に分限者氣取つて到る處豪遊をきめ込んだ、己れは勞せずして所謂ぬれ手に粟のつかみ取りとついた譯故、何の考ひもなければ遠慮なく、散々放蕩を試みた結果、僅かに三年経たずして、何十萬圓といふ資産を蕩盡してしまつた。

勿論蕩盡してしまつた伴も悪ければ、また親爺の心がけもよくない、徳義も構はなければ人情も顧みず、世人から彼れ是れと批難されて迄も、平氣で蓄財にのみ吸々とした慾張親爺が世間も家族も親族をも忘れて、徒らに身代を殖やしたからとて、何の利益があり幸福が迎へられたものが、折角我家のためになつた家族親族には何一つ情けと徳とを施さず却つて放蕩者の伴に汗水を流し苦心して蓄め込んだ何十萬圓の資産を、僅かの間に蕩盡されてしまつたといふのも、夫れこそ天罰といつても宜しい。

#### 「四恩に酬ゆる誠心はなきか」

凡そ何人でも世恩、君恩、師恩、親恩の四つを忘れてはならぬ、己れがこうして健康で懸命に働かれて、おまけに資産を作りあげられたといふことは、世間の人のお蔭であり、また君の恩であり、師から受けた恩であり、親あつて始めてこの世に出られたその恩義を忘れず、これに酬ゆるの精神がなければならぬ、そこで今相當の財産でも作り上げられたら、國家公共のために貢献し、感謝の意を表すべきであるのに、其の茲に出でずして只モ一金を貯めたい許りに腐心し、妻子親族の身上をも顧みぬ結果は、天罰眼面、忽ち放蕩息子のために消費されてしまつたとは、往々此の實例を耳にして居る。

そこで吾人は己れが斯く苦心してのこした資産を、子々孫々迄永久に傳へ、そして家名を全たからしむる方策をば、その生前に於て樹て置くことの必要なる所以は、今更ら説く迄もないが、せめてもの慾張親爺がこの世の罪亡しに、その遺さるべき家族親族にその遺産の幾分でも分與してやる方法を講じて置いたならば、亡靈も地下に瞑目するであつた



らう、斯かし道樂息子が湯水の如く遺産を無意味に消費し、蕩盡するにあつては、寧ろ國家社會に惡風習を残すべき善惡と謂はねばならぬ、そこで吾人は生前に於て出來得る限り徳を施し、尙死後その遺産に付ては、確たる遺言書を以て、其處置を家族親族に托すべきこそ心あるべき者の爲すべきことである。

### 「遺言書を作るべき方式」

今その遺言書なるものに付て、民法上並に實際上から説明するの必要もあらう、即ち遺言には(一)普通方式と、(二)特別方式とあつて、この何れかの方式に依り作成せねばならぬ、そこでこの二者の方法を區別して説明すれば

#### 「普通方式に依る遺言」

一、自筆證書の遺言 の場合は遺言者、其の全文日附及び氏名を自書して、これに捺印することとし、自筆證書中の挿入、削除その他の變更は遺言者が其の場所を指示しこれを變更したる旨を附記して、特にこれに署名し且その變更の場所に捺印するで

なければその效はない。

二、公正證書の遺言 の場合は(一)證人二人以上あること、(二)遺言者が遺言の趣旨を公證人に口授すること、(三)公證人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び證人に讀聞かすこと、(四)遺言者及び證人が筆記の正確なることを承認したる後各自これに署名、捺印すること、但し遺言者が署名すること能はざる場合に於ては、公證人その事由を附記して署名に代ふことを得、(五)公證人がその證書は前四號に掲げたる方式に従ひて作りたるものなる旨を附記して、これに署名、捺印することである。

三、秘密證書の遺言 秘密證書で作るには、(一)遺言者がその證書に署名捺印すること

(二)遺言者がその證書に用ひたる印章を以てこれは封印すること、(三)遺言者が公證人一人及び證人二人以上の前に封書を提出して自己の遺言書なる旨及び其の筆者の氏名、住所を申述すること、(四)公證人がその證人がその證書提出の日附及び遺言者の申述を封紙に記載したる後、遺言者及び證人と共に署名捺印することであ



る。

處で言語を發することの出來ぬ者が、秘密證書に依つて遺言を爲す場合には、遺言者は公證人及び證人の前に於て、その證書は自己の遺言なる旨並にその筆者の氏名、住所を封書に自書して、前の三號の申述に代へることが出来ること、尙遺言の證人又は立會人としては、未成年者とか、禁治産者、及び準禁治産者、剝奪公權者、及び停止公權者、遺言の配偶者、推定相続人、受遺者、及びその配偶者並に直系血族、公證人の家の者及び公證人の直系血族や、筆記、雇人はなることは出來ぬものとしてある、此等種々の情實が伴ふて、完全なそして公平な立場にあつての證人、立會人たることを得るに疑はしからざる。

「特別方式に因る遺言」

一、疾病其の他で死亡の危急に迫つたものが遺言を爲さんとする場合には、證人三人以上の立會を以てその一人に遺言の趣旨を口授し、口授を受けた者がこれを筆記して、遺言者及び他の證人に讀み聞かせ、各證人がその筆記の正確なることを承認し

たる後、これに署名、捺印することとし、遺言の日より三十日以内に證人の一人又は利害關係人より裁判所へ請求してその確認を経なければ効力はない

二、傳染病で交通遮断され居る場合は警察官一人及び證人一人以上の者が立會の上で、遺言書を前の如く作られる、併しこの場合でも裁判所に遺言書を提出して、確認を経ることは肝要である。

三、從軍中の軍人軍屬の遺言の場合には將校又は相當官一人及び證人二人以上の立會以て、遺言書を作られる、若し將校及び相當官がその場所に在らざるときは、準士官又は下士一人を以てこれに代ふることが出来る。

從軍中の軍人又は軍屬が疾病又は傷痍のために、病院に在つて遺言を爲す場合はその院の醫師を以てこれに代へられる、若し從軍中疾病傷痍その他の事由で死亡の危急に迫つた軍人軍屬の場合には、證人二人以上が立會つて口頭で遺言をし爲し得られる、此の際は證人がその趣旨を筆記して、これに署名を捺印を爲し、且證人の一人又は利害關係人から遅滞なく理事又は主理に請求して、その確認を経なければなら



ぬ。

四、艦船中にある者の遺言 に付ては軍艦及び海軍所屬の船舶に於ては、將校又は相當官一人及び證人二人以上、その他の船舶に在りては船長又は事務員及び證人二人以上が立會つて遺言書を作り得られる、若し軍艦の場合將校又は相當官がその艦船中に居らぬときは、準士官又は下士一人を以てこれに代へられる。

「遺言を執行する者の手續」

遺言書を保管者若しくは遺言書を發見せし人は、相続の開始を知りたる後遅滞なく、これを裁判所に提出して其の檢認を請求せんければならぬ、處で封印ある遺言書は裁判所に於て相続人又はその代理人の立會の上これを開封するので、若しこれに違反して遺言書を提出することを怠つて、その檢認を経ず遺言を執行し、または裁判所外で開封を爲した者は二百圓以下の過料に處せられる。

尤も遺言者が遺言の執行上、或る一人又は數人の者に遺言執行者を指定し、またはその

指定を第三者に委託することが出来る、それ故この旨を豫め遺言書に明記して置くが宜しい、またその遺言執行者指定の委託を受けた者は、遅滞なくその指定を爲して、これを相続人に通知することが大切である、けれども無能力者であるとか、破産宣告を受けしやうな者は、一は行爲能力なきと一は信用が缺如せる處から、遺言執行者となることは出来ない、若し遺言執行者の定めなきとき、よし定めてあつてもその人が遠方に移住してしまつたとか、乃至は死亡でもしてしまつたときは、裁判所に請求して適當の者を選任して貰ふことになる、この選任を受けし者は、理由なくして就職を拒む譯に往かぬ、何れの場合でも遺言執行者は、遅滞なく相続財産の目録を調製して、これを相続人に交付する、時には相続人の要求によつて、相続人が立會の上で財産目録を調製し、または公證人をして調製せしむることを必要とする、この間相続人相続人は遺言執行者の執行を爲すべきことを妨げたり、乃至は相続財産を勝手に處分してはならない、若し遺言執行者が數人もある場合には、その任務の執行は過半数の決議によるべく、遺言執行に付てどの件は何人に、どの件は何人にも夫々分けて執行を頼んだ場合には、その意思に従はねばならぬものとしてあ



る。

尙ほ言執行上、通例その執行者となる者は親戚から選ばれるのが普通で、従つて親戚間であるから義務としてもその任に當るので、敢て報酬なんか取らぬのであが、若し他人をして執行を委任した場合、または執行上多くの時日と勞方でも要する場合には、勢ひ相當の報酬を出すといふのが當然である、斯るときは執行の終つた後に相続財産から出す譯になる、尤も裁判所で遺言の執行者を選任するといふときは、或は縁故なき他人を以て當らしむることあれば、事情に依つて報酬を出すべきこともあり、従つてその報酬の額を定められ得る、併し夫れは完全に執行の義務を果した場合で、萬が一にもその任務を果したとかその他正當の事由によつては、利害關係から遺言執行の解任を裁判所に請求し得られるので、さうなつたら報酬處の話ではない、裁判所は事由によつて解任させて、他に適當の人を選任してこれに當らしめ、そして遺言者の意思を果さしむることにするのである。

「遺言の取消を爲すこと」

一度遺言書を作つても、時と場合とによつて、この遺言を取消することも出来る、夫れには矢張り遺言を作つたときと同一の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を取消し得られる、處で前の遺言と後の遺言と抵觸し居るときは、その抵觸する部分に付ては、後の遺言を以て前の遺言を取消したるものと看做される、遺言者が故意に遺言書を毀滅したるときは、その毀滅したる部分に付ては、遺言を取消したるものと看做される、遺言者が故意に遺贈物を毀滅したるときは亦同じである。

既に取消されたる遺言は、その取消の行爲が取消され、または效力を生ぜしむるに至つたときでもその效力を回復しない、但しその行爲が詐欺又は強迫に因る場合はこの限りでないとしてある、而して遺言者が例へ遺言書に、その遺言を取消さぬといつて書いてあつても、所謂取消権を拋棄することは出来ない、詰り斯ることに自から羈束される理由はないからである。

遺言の結果負擔附の遺贈を受けた者、例へば借金のある抵當附の地所なり家屋なりを受けた者は、受贈者がその負擔したる義務を果さぬときは、相続人は相當の期間を定めて、



其の履行を催告し、若しその期間内に履行せぬときは、遺言の取消を裁判所に請求することが出来る、さうなると相続人がその義務を果たして、その遺贈物を己れの所有と爲し得る譯である、併しその遺贈物が負擔附債務を果しても、尙餘裕ありとすれば、受贈者は負擔附義務を履行するのが當然であるが、若し負擔附債務を履行してつゝ一杯であれば、誰れもそんな遺贈を受くる者はなからう、この邊は實際問題に譲る外はあるまい。

#### 四三、土地共有者の得策手段

##### 「共有物の一定期間不分割と分割」

或の種の不動産の共有に付ては、その最初に於て各共有者が、一定の年限分割をしないといふ契約をすることが出来る、實際に於ても彼等の利益のために、五年なり三年なり此の儘共有して置けば、その土地の上にある樹木も成長し、いざ伐採しても高價に賣れるものを、僅かに成長した樹木を伐採したのでは、高價に賣れぬものもある、僅かの樹齡を経た許りに使用材料に好適の材木となつた爲に、著るしく高價に賣れぬものでもない、そ

こで今迄共有物を分割しないで三年五年の後に分割しやうと契約することは、差支ない處が却つて望ましいことである。

併しながらいつ迄も永く分割しないで置くといふ契約は宜しくない、民法には此の賣約は五年を超ゆることを得ざる旨を明示してある、處で五年を経過して後に、今三年間なりと分割せずに置かうといふ約束も差支ないとしてある、だが五年以上はいかぬものとなつて居る、永久迄不分割の状態にあれば、各自の持分がその土地のどの邊迄といつて定まつてないがために、何れもその土地の改良とか栽植といつたやうなものに深く心を入れたい従つてその土地の經濟ま計らぬことは、共有者各自の不利益でもあれば延びて國家の不利益ともなるによつて、法はこれを許さぬこととし、一定不分割の年限を経過した後、夫々各自の所有が區分されてからは、その所有土地に因つて各自が熱心に改良施設を爲す譯である。

##### 「管理費用の支出と支出せぬ場合」



各共有者は各自の持分に應じて、管理の費用を拂ふ許りでなく、共有物より生ずる總ての負擔を分擔せねばならぬ、然るに若し此の分擔費用を支出せざることは、他の共有者は相當の償金を拂つて、その者の持分を取得することが出来る、勿論話し合で圓滿に解決すれば結構だが、若し圓滿に解決せずして彼れ是れと紛擾を來す場合には、勢ひ裁判所に請求して償金額を定めて貰うことが出来る、して見れば共有物に對する費用の分擔支出は、及ぶ限り工面して支出することが肝要であり、無益の費用を支出して迄も、分割方を裁判に請求するの不利を認める。

だがどうあつても分割に付て、圓滿に協議が纏まらぬとすれば、勢ひ裁判所に請求して分割して貰う外はあるまい、時に依つては分割によつて著るしてその價格を損することもないではない、此の場合は裁判所はその競賣を命じて、得たる金を分配してやることになる、また共有物に付て特に權利を有する者及び共有者の債權者は、自己の費用を以て分割に参加することが出来る、詰り分割が公平に行はれか否やを實際に見分けるため、此等は自己の權利の主張に重大な關係を持つからである、斯くして分割が結了すれば、各分割

者はその受けたる親に關する證書を保存することが肝腎で、これを以て後日の證據とする譯である。

#### 四四、債權の時効と時効に罹る債權の復活

##### 「民法に規定せる時効の年限」

凡そ民法には時効といふ制度があつて、彼の債權の如きも一定の年限を経過する迄、放つて置くとその債權は消滅して、債權者は全く請求權を失ふてしまふ旨を規定してある、今回法中主要な法條を紹介しやうか。

第六十七條 債權ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

債權又ハ所有權ニ對スル財産權ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第六十九條 年又ハ之ヨリ短キ時期ニ以テ定メタル金錢其他ノ物ノ給付ヲ目的トスル債權ハ五年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

第七十條 左ニ掲ケタル債權ハ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス



- 一 醫師産婆及ヒ薬剤師ノ治病、勤勞及ヒ調劑ニ關スル債權
- 二 林師、棟梁及ヒ請負人ノ工事ニ關スル債權但此時效ハ其ノ負擔シタル工事終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第七十三條 左ニ掲ケタル債權ハ二年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

- 一 生産者、卸賣商人及ヒ小賣商人カ賣却シタル産物及ヒ商品ノ代價
- 二 居職人及ヒ製造人ノ仕事ニ關スル債權
- 三 生徒及ヒ習業者ノ教育、衣食、及ヒ止宿ノ代料ニ關スル校主、塾主、教師及ヒ師匠ノ債權

第七十四條 左ニ掲ケタル債權ハ一年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス

- 一 月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料
- 二 勞力者及ヒ藝人ノ賃金並ニ其供給シタル代價
- 三 運送賃
- 四 旅店、料理店、貸席及ヒ娯樂場、宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價

### 五 動産ノ損料

以上は各債權の種類によつて、消滅時効の年限が定められてある、例へば普通貸金の如きものは、前第六十七條に規定せる通り、請求し得る時から十年間請求せずには放つて置くと、時効に罹つて全く請求權を失ふてしまふ、彼れ家賃や地代の如きものは、第六十九條によつて五年間で時効に罹り、製造業者、卸商、小賣商人が同じ商人仲間や、俗にしもたやに物を賣つた代金は、拂ふべき約束の日から二年間に法律上有效の手續をせんと時効に罹つてその債權を夫ふてしまふ、して見ると何處迄も時効に罹らぬ先に夫れ相當の手續を盡して、債權の回復または債權の有續方法を期さねばならぬのである。

### 「時効の進行を中斷する必要」

そこで時効の中斷方法が必要となつて來た、時効の中斷とはどんなものかといふに、外でもない、今迄進行して行つた時効を、或る手續によつて中斷し、中斷した時から新たに時効を進行せしむる事である、例へば商人が商品を買つてまだ代金を貰はない、買人は言



を左右に托して支拂はぬので、この間中断は速慮なく進行する、そして二年経てば債務者は時効を名として債権の消滅を主張し、最早支拂ふの義務はないと突つ放すに相違ない、さうされた日には債権者たる商人の方では馬鹿を見るによつて、何處迄も債権を消滅させぬ方法に出でねばならぬ、そこで時効を中断する、その中断をする方法は民法に次の如く規定してある。

第四百四十七條 時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス

一 請求

二 差押、假差押又ハ假處分

三 承認

債権者は時効期間の経過せぬうちに、以上三つの何れかの手續を執るので、(一)請求といふのは讀で字の如くに債権を請求すること、請求といつても口先での請求ではないかぬ、實際上口先で請求したのでは、債務者の方で請求を受けない、夫れとも何處に請求したといふ證據があるかと抗議せぬ限りもないによつて、この請求は「商品代金請求ノ訴」とか

「賣掛代金請求ノ訴」といふものを起すなり、または支拂命令の申請をするなり、或は内容證明の郵便物で請求の催告をする、これならば立派にその請求の證據になる(二)債権者が債務者の財産に対して差押、假差押、假處分の手續に出づるも債権請求の特別方法と見らるべく(三)債権者が債務者としてその債務を承認することも、時効中断の一方法である。

### 「時効に罹つた債権を活かす方法」

さあこの承認に付て特に一言したいのは、假りに債権者が債務者に面會して、この債務を何うするかとでもいへば、いつ何日に支拂ふ故、夫れまで待つてくれるといふに相違ない、苟めにも借りたものを借りぬとか、知らぬなどと答ふる者はない筈、さすれば債務者は其の債権を承認したことになるが、さりとて債権者が直接に債務者に面會して、承認させたとて後日その承認させた證據が明かならねば何の役にも立たぬ譯である、債務者は徳義上債権者の前では相済まぬとか、いつ返済すとか、何日に支拂ふとか明言するが、後日



になつてそんなことを言つた覚えはなし、また債権者から催促されたこともないと答へたら、何を以て承認の事實を立證する證據を舉げ得るか、これは到底舉げられまい、さればといつて、債権者が債務者に向つて、この債務を承認した旨を一筆認めて出せと迫つたからとて、決して債務者の方で認めて出す氣支はない、處が世間では種々自家の雇人や家族の者を使へにやつて催促することがある、そこで債権者たる主人は、使へにやつた雇人や家族を證人に出さうとするが、夫れは極めて薄弱な證據となる、何故なれば雇人や家族なぞでは、常に主人のために利益の證言を爲すといふことは、何人も想像する處で、實際に催促に行かなくとも、行つたといつて證言せぬ限りもない、こんな譯で裁判上極めて證言の薄弱なものを見て、多くは採用されて居ない。

處がその家に關係のない他人を以て催促にやつた場合、先方債務者がその人に向つての債務の承認ならば、後々その人が證人としての證言は確かな證據となるのである、故にこの場合はその他人を代理として遣はすべく、兎角日當とか實費とかいつたやうに、多少の犠牲は拂はねばならぬ、この犠牲の損失がやがてはその債権の時效を中断せしむること因

となる、損してとく取れとは即ちこれをいふのである。

著者は更にこの使の者に希望したことは、債務者に面會した際に

「全額返金が出来なければ、何程でも内金を入れて呉れる、折角私が使へに来て一文も

貰つて来ないといつたら、小供の使へも同様だといつて笑はれる、何も一時に残らず

をと請求する譯でなければ、いくらでも内金を入れて呉れば、貴方の誠意もわかる

ことで、手前よりもその事情と誠意の程を主人に能く傳へますから」

と體裁よく話を持ちかける、債務者は成程と合點して、そんならこれ丈の金を内金にと

いつて使への者に渡すに相違ない、この時使への者はすかさず

「たとへいくらでもと申上げた處で、これ丈では餘りに少額なので、主人の前にも出さ

れぬから、今五圓も入れて呉れる譯に参りませんか」

と反問する、これは債務者に取つて出来ない相談である、その出来ない相談と知りつゝ

尋ねて見ると、債務者の方では今五兩などとはとても都合出来ないといつて挨拶すると、使へ者

はまたもや債務者に向つて



「そんならこうして戴きたい、手前が今これ丈の金を持つて行つた處で、主人は信用を  
さらさない、十兩も先きから貰つて來ながら、三兩しか貰つて來なかつたといつて、情  
かも手前があと猫バベでもきめたやうに疑ひなざるに相違ないでせうから、確かに  
私に何程の金を拂つて下すつたといふことを一筆認めて願ひたい、さすれば夫れを主  
人に示して疑はれぬやうに致しますから、どうか手前の爲めにお願ひ致します」  
といつて、持参して行つた判取帳なり、乃至は紙片に認めて貰つて來る、何ぞ計らんこれ  
ぞ債務承認としての何なりの證據となる、これさへあれば後日債務者が知らぬ存ぜぬとは  
言はれない、今や時効年限を経過せんとする債權も、この承認によつて中断され承認の時  
から新たに時効が進行することになる、然るを自身若くは屬人家族などを以てすれば、費  
用も省ける位の考へで、後日の證據となるべき他人を以て使へさせぬのと、折角の債權も  
時効に罹るやうなことが起るのである。

#### 四五、警察署長が即決言渡に正式裁判の申立

「拘留の通知に家人は早速本人に面會」

偶々警察犯處罰令に問はれて、警察署の留置場に拘致された者は、司法主任が取調べた  
上で、署長から即決する、詰り拘留に處するか乃至は科料に處するか何れかであるが、  
併し斯る場合に被告人が警察署に拘致され居ることを、家人に於て一切承知せず、署から  
の通知によつて始めて夫れも知ることがある、この際には家人は直ちに署に趣いて、拘置  
され居る本人に面會し、家事上の話は勿論のこと、警察署長の言渡に對して其の儘服従す  
るか、乃至は正式の裁判を請求するか否やを尋ねて見るに限る、時には本人より家人に對  
して正式裁判を仰ぐが早速保證金を納めて、出場したいによつて、この金を都合して持つ  
て來て呉れるといつて頼むこともある、假りに科料の言渡でも受けた場合は、言渡された  
金額を假納して正式裁判を起すことが出来るし、また拘留されぬ場合には、本人が容易に  
以上の金を算段し得るか、留置場にブチ込まれて居たとすれば、何とも致様かないによつ



て、どうしても家人を煩はして算段させねばならぬことになる。

處でこの正式裁判を仰ぐには、即決言渡ありたるにより三日内に、その言渡を爲したる警察署に申立書を差出すべきもので、この三日内を経過しては最早不服は申立てられない以前は警察署からこのことを本人の家族に知らせて来なかつたので、例へ本人が正式裁判を仰がうと思つても肝腎な保證金が都合出来ず、遺憾ながらその儘署長の即決言渡に服従したものであつた、然るに目的の改正に伴つて、本人が右の言渡を受けると直ぐに被告本人の法定代理人、保證人、直系尊屬、直系卑屬、配偶者及び被告人の屬する家の戸主中、被告人の指定する者に其旨を通知することとなつた故、此等該柄の者は逸早く被告人に面會して、その意傾を尋ねることが出来る。

### 「被告に對する司法主任の解し難き言動」

處が或署の司法主任が拘留中の被告人に向ひ

「お前も即決言渡に對して、正式裁判を申立る積りか、夫れともその儘服従する積りか

正式の裁判を申立る積りならば、此方もウンと重く罪を言渡してやるから」

これには流石に被告人も即答はなし兼ねた、正式裁判を仰ぐといへは重く言渡されるといふし、さりとて全然犯したことはないのに、罰せられるといふのは實に殘念で、例へ一日たりとも拘留處分は受けたくない、自己の名譽のためにもと思つては見たが、警官の言ふ通りになつて、正式裁判を申立ぬとすれば、軽く言渡して呉れるから、一層のことおとなしく服従するといふことにしたといふ實例も耳にして居る、全體壓制と高慢無禮を以て民人に接する惡弊ある警官中には、往々此等の事實があることで、然かも輕卒な取調べな結果如上の言渡を爲し、被告人が正式裁判を仰いで、無罪となつた例も至つて多く、甚だしきは或る警察署から送致される事件の大半以上は、何れも無罪か又は罰する價せぬことが多い、流石の檢察官も呆れ返つたといふ話さへ傳はつて居た、こんな始末で、被告人が正式裁判を仰いで檢事局で無罪とでもなれば、その即決言渡を爲せし警察署長の職責上にも及ぼす處あるを以て、成るべく正式裁判を申立てさせぬ方法に出て居るといふが、由來現下の警察制度の缺陷多き中にも、この即決言渡と留置場の設備の不完全及び、拘留中被



原告被告人に對する苛酷極まる取扱方に付ては、吾人はその失當の甚だしきを認めて、一日も早く改良刷新すべきものあるを絶叫する。

### 「正式裁判を仰いで會稽の恥を雪げ」

科料を言渡された者が、その言渡しに服したる場合、若しその金額が納まらぬときは、一圓を一日に打算して、これを留置すとしてある、詰り科料金を納める代りに拘留を勤めて來る譯である、若し拘留に處せられし者が即決言渡後三日目に不服を申立てたとすれば、この言渡後三日間の日數を一日一圓を打算して、拘留言渡日數から差引いて残る丈の保證金を納むればよいことになる、そこで正式裁判の申立を爲した結果、無罪となれば差入れたる保證金は勿論被告人に戻るが、若し正式裁判でも同様有罪の判決を受け、その判決に異議で上訴でもすれば格別、上訴もせず言渡が確定したる後は、直ちに出張してその刑の執行を受けねばならぬ、然るにこれに應ぜざる時は、保證金を沒收されて本刑に換へられることになる、換言すれば拘留處分を食ふ代りに、曩に納めた保證金を沒收され

て拘留と相殺されるといふ意味に解すれば宜しい。

身分階級に依つては拘留處分を受けるなどは何とも苦にせぬ人もあれば、また大に不名譽として何處迄も無罪だらんがために、正式裁判を仰いで、その主張を通さうとする人もある、此等の人は保證金如きはいくら積んでも敢て辭せぬといった風であるが、時には被告人は妻女や親戚を煩はすことは、相済まぬといつて兎角正式裁判の申立を爲すことを躊躇する者もある、併し此等は實に本人の不名譽のみならず、一家一族の不名譽でもあり、また家事上種々の支障を生ずる場合もある、そこで法は此等の點に鑑みて、本人外に被告人の法定代理人、保佐人又は配偶者は被告人のために、獨立して正式裁判を申立つることが出來得るものと規定した、斯くして始めて會稽の恥を雪ぐことが出来る。

殊に被告人の法定代理人の如きは、被告人の身上を保護監督するの任務に在るもので、彼れ未成年者の如き或は智能の薄弱なる者は、此等正式裁判の申立を爲すに付ての十分の意思表示を缺く者もあればまた夫婦の一方が被告人たる場合、その一方が何處迄も晴天白日の身たらしめたきは、申す迄もないことで、名譽の連帶といふ點からしても、獨立して



正式裁判の申立を爲し、これに不服なれば更に上訴を爲すべきことを許すは當然であり、人情然らしむべきである、従つて本人の意思の如何に拘はらず、此等の者の意思に依つて、自由に申立を爲し得ることとしたのは、至當のことと思はれる、だが被告人の法定代理人、保佐人又は配偶者外の者は、獨立して正式裁判所の申立は出来ぬものと心得置かねばならぬ、要するに此等権利の伸張に關する重大事に關しては、宜しく法の保護の下に手續を怠つてはならぬのである。

#### 四六、商類の登記と商號の讓受け

「商號は其の店の信用を左右する」

商標や商號などといふものは、その商店の信用上大なる關係を有するもので、この商標商號によつて、直ちに何品は何店から發賣されるもので、然かもその品質に於て他品に冠絶して居るといふことが、一目瞭然と首肯される、例へば彼れ三越とか高島屋といふが如く、何人も東京否日本一二を争ふ吳服店であることを諒知せられる、斯く商人が其の店を

盛んにし、その店の信用をより高からしむるには、勢ひ商號を撰びてこれを登記して置くことが大切である、何故なれば折角或る商號を以て賣出したる店が、登記をして置かなかつたために、何時しかわる敏しい商人が前者と同じ商號の下に同一種類の營業を始めて何々商店の本家は此方だと許り、古くから開業した店の信用聲望を奪つてしまふといふことがある。

こんな事に出會はしたら馬鹿を見るによつて、是非將來希望を有する商人は、須らく商號を登記して置くに限る、斯すれば同市町村内に於て、他に不正の競争を目的として、同一又は類似の商號を使用した者に對しては、直ちにその使用を差止むることは勿論、時にはこれに依つて生じたる損害を賠償せしむることが出来る、夫れに付て面白い實例があつた、先年東京は上野の松坂屋吳服店の程遠からぬ處に、松坂屋商品切手部といふ名稱を出して、營業を始めた者があつた、世人は何れも上野の松坂屋が別場所に商品切手部を設けたものと思つて居たのに、後にて聞けば夫れは全く店違ひであつて、上野の松坂屋の少しも關係はないことが判つて、大恐慌を來したことがあつた、彼等が斯る名稱を以て都下の



新聞に麗々しく廣告し、顧客を吸収したに付ては、眞正の松坂屋は非常に迷惑をしたといふ話であるが、詰りは松坂屋の信用を盗用したものと見て差支はない、従つて眞正の松坂屋は自店の信用上と顧客への損害を豫防するため、相當の手段を講じてこれを差止めたといふことであつた。

#### 「商號及び營業を讓渡した者の責任」

處で從來盛んに經營して行つた店が、都合あつてその商號を營業と共に讓渡すといふこともあり、中にはその商號を承繼して、その商店の衰微を復活せんと企てる商人もある、此場合當事者の間に別段の意思がなければ、讓渡人は同市町村内に於て、二十年間は同一の營業を爲すことが出来ぬものとしてある、若し夫れ商號を讓渡した後、忽ちその附近にまたも同一の商號を以て同種の營業でも致したならば、折角商號を讓渡した者は何の利益處か却つて大なる損害を受けることになる、夫れ故此等商號を讓受くる際には讓受人は讓渡人に向つて、必らず同一市町村内に於て同一の營業を爲さざることを特約するは勿論、

此の場合は範圍を同一府縣内とし、且年限も三十年間は同一商號を用ひざることを約定し得られるのである。

例へ商號は讓渡さず、單に營業のみを讓渡した場合に於ても、前同様同市町村内に於て同種の營業を爲すことを許さない、これは法律の規定のみでなく、商業道德の上に於てもその營業を讓渡した附近で同一營業を爲すからには、自然と讓受けた商人の信用を害することになる、併しこの場合前の商號を用ひても、その營業の種類が異なる以上は、世人は新たなる營業を新たな商人に依つて經營されたものと思料するが故に、前の營業讓受人は一向支障を來さぬ譯である。

然るに世間には往々奸商人があつて、營業のみを讓渡して商號は其の儘他に轉居して、再び使用するが、その使用の際に於ける手段が却々巧妙で、從來の顧客を引寄せやうな商略を取る者もある、されば讓受人はこの邊に注意して、苟くも自己の營業に妨害を爲す行爲ありとすれば、これを差止むるに於て法の保護の下に、十二分の制裁を加ふべきであらう。



## 四七、債鬼を免かるる爲めの財産處分

### 「債権者の知らぬ間に抵當や譲渡」

債権者が債務者の蓄家でもあり、相當不動産を所有し居るに信頼し、何ヶ月といふ金を所謂信用貸で融通してやつた、處が債務者は人知れず相場には手を出し、つまらぬ事業などに手を出して、すること爲すこと失敗して意外にも各所に借財の大穴をあけた、やがて返済の期限が間近くなつたので、若しや差押でも食つた日には、財産といふ財産残らず處分しても借金辨済額には充たぬとあつて、故に一の悪計を企てた。

夫れは申す迄もなく、四方の債権者には極内々で、己れが所有の不動産を他に賣却したことである、こうして置けば何處から債鬼がやつて來ようか、家屋敷は既に抵當となつて居るし、他の土地は賣拂つてしまつた以上は、差押へられた處で家財道具位なもの、何の害にする處もないといつて度胸をきめ込んで居ると、案の定債権者は強制執行を爲すべく夫々準備に取りかゝると、彼れ早くも目扱の財産を始末して、執行するも何の利益なき狀

態に立至らしめたことが判つたので、債権者も怒つて見たり、或は失望したりで、只管これが對策に苦心するのみであつた。

### 「詐害行爲取消の訴を起せる」

今債権者が調査の結果にすると、債務者はその所有する不動産を或は抵當に、或は賣買としたことになつて居るが、夫れが某々親戚へ抵當となり、若くは賣渡となつたものもあつた、果して事實その通り抵當に入れて金を借り、賣渡をして代金を取つたものかどうかこの點が大に怪しまれてならぬ、否其の多くは債鬼を免かれんがために、虚偽の抵當または賣買の形式を取るといふ實例を目撃して居る、債権者も各方面に手を廻はして、その真相を調査した揚句、次の民法に規定する法文に依つて、これが抵當又は賣買の取消方を訴へて出た。

第四百二十四條 債権者ハ債務者カ其債権者ヲ害スルコトヲ知リテ爲シタル法律行爲ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但其行爲ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ轉得者カ其



行爲又ハ轉得ノ當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ財産權ヲ目的トセサル法律行爲ニハ之ヲ適用セス

第四百二十五條 前條ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ總債權者ノ利益ノ爲メニ其效力ヲ生ス

第四百二十六條 第四百二十四條ノ取消權ハ債權者カ取消ノ原因ヲ覺知シタル時ヨリ二  
年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス行爲ノ時ヨリ二十年ヲ經過シタルトキ亦  
同シ

とあるが、債務者は債権を免かるために、他に抵當又は賣渡したことは確かに詐害行爲である、併しその當時抵當に取つて金を貸したといふ者、金を出してその地所を買受けた者は、果して債務者が他に借金あるにも拘はらず、その債務を返済せずして、所有の地所を處分することは、定めて債權者を害するであらうといふ事實を知りつゝ、抵當に取り或は買受けたとすれば、夫れこそ右の法條に該當するものとして、勢ひ抵當又は賣買は取消される事になる、況して某々親戚などに抵當或は賣渡をしたことに付ては、多分に疑ひを

抱かれるもので、裁判所は此等某々親行を呼出して、極めて細密に極めて嚴格に取調べを試みられる、債務者と某々親戚との間に於ては、如何にも事實らしく作爲して、ちやんと話合をしてあるが、併し裁判官はその裏を搔いて種々の訊問をされるので、詰りは債務者側と親戚某にその間の話が辻褄合はなくなる、そこを更に突込まれて、とふく眞相を自白するに至つた。

### 「讓受人が善意なるときと取消の時効」

さうなると右の抵當又は賣買行爲は全く取消されてしまつて、始めから取引のなかつたものとなるので、従つて此等の取消は總債權者の利益となる譯であり、抵當に取つて金を貸した者、買受けた某々親戚等は馬鹿を見ることになるが、これ以て致方はない、尤も遠方の人が抵當に入れたり地所を賣渡す人が、他に債務のあることなど夢だにも知らずして、相當の値で買受けたとか、或は抵當に取つたとすれば、詰り債權者を詐害する事實を知らざるが故に、その行爲は取消されぬものとしてある、詰り善意で取引したものあるを以て



この善意の第三者に損害をかけることは出来ぬのである。

以上の取消権は、債権者が取消の原因を知りたる時から、二年間内に行はぬと時効に罹つて権利を失つてしまふ、詰る處此等の取消は一日も早くせんと事實證據は煙滅してしまつて、右の正否を判断するに苦しむからであり、また一面から見れば債権者が取消権を有しながら、その権利の上に眠るものとして失権をよさなくされてしまふ、行爲のあつた時から二十年を経過しても、また取消権を失ふものとしてあるのも、同じ理由に外ならな

5。

#### 四八、心得置き親族間扶養の義務

「扶養義務を履行すべき者の順序」

親族間に於て生活に窮するとか、乃至病人でもあつて療養に困つて居る者があれば、互に扶養してやらねばならぬ義務がある、これ獨り人情上然らしむるのみならず、法律に於て明かに此の義務を規定してある、併し夫れだからとて親族と名の付く者には、どんな人

にも扶養してやらねばならぬかといふに、決してさうではない、民法の第九百五十四條以下に此等の範圍、その方法、その制限が規定してある。

先づその範圍に付て申し上げるならば、直系血族（父母祖父母、子孫と云ふが如き）及び兄弟姉妹の間に限られて居る、併し夫婦の一方と他の一方の直系尊屬として、その家に在るときは、例へ血縁でなくとも夫婦の一方の尊屬親なる故を以て、扶養してやるのが、夫婦關係から見ても然かあるべきことである、處で右の間柄で扶養をしてやらねばならぬ者が、一度に二三人も出來たとすれば、どの人を眞先に扶養すべきものか、扶養してやる者に相當の財産でもあつて、二三人位扶養してやつても、敢て財政に困らぬやうなればよいが、若し夫れ程の資産がないとすれば、先きに扶養すべき順序を定めねばならぬまいし、例へ資産があるとしても、この順序を誤つてはならぬ、今民法の規定する處によれば

第一 配偶者

第二 直系尊屬

第三 直系尊屬



第四 戸主

第五 夫婦の一方直系尊屬にしてその家に在る者

第六 兄弟姉妹

といふことになる。夫婦の一方が生活に困窮し、病ひに苦めば、他の一方は誠心込めて面倒を見てやるのが、夫婦たる者の情義である、他の親族の者の困るのよりかは、夫婦の一方の方の困るのを助けるのが、當然のことである、その次に己れの子や孫、曾孫、玄孫といふ順序で、子は親があつて始めて世に出でまた教養される、親子の情はまた格別のものである、その次が父母、祖父母といった順序、第五が夫婦の一方父母祖父母で、その家に在る者を扶養すべく、最後に兄弟姉妹といふ順序になる。

「同順位の扶養義務者が数人あるとき」

扶養すべき義務者で、同じ順位の者が数人あるときはどうなるかといふに、この場合には各その資力に応じてその義務を分擔する、資産の多寡に依つて扶養額を定める、ことに

なる、夫れにまた扶養するとしても、その家に同じく生活をして居る者を、先づ扶養すべき義務あるものとしてある。

「扶養義務者の資力が全員を扶養し難きとき」

扶養を受くる権利を有する者が数人もあつて、扶養義務者の資産がそれ等を悉く扶養し兼ねる場合には、次の順序で扶養を爲すべきものとしてある。

第一 直系尊屬

第二 直系卑屬

第三 配偶者

第四 夫婦の一方の尊屬親でその家に在る者

第五 兄弟姉妹

第六 前五號に掲げたる外の家族

といふことになつて居る、凡そ親があつて子ありで、子が親に孝行を盡すべきは人倫の



大道である、親の生活に困るのを見て居て、これを顧みないとしたら、夫れこそ大の不孝者として天地容れざる罪人である、先づ資力の多寡によりて以上述べた順序で扶養すべきである。

### 「如何なる境遇の者に扶養するか」

只困るからと云つて、扶養せよと要求した處で、さうかと扶養するとしたら、實際のあるものではない、そこでその境遇が問題となる、民法には扶養の義務は扶養を受くべき者が、自己の資産又は勞務に依つて、生活を爲すことの出来ぬときのみに限られて居ると規定してある、身體が虛弱であるとか、乃至病人でとても働いて金を取ることが出来ぬ境遇にあつて、始めて扶養を求めるところを得るので、結構働ける身體を持ちながら、働くことを厭ふて飯が食へぬから食はして呉れるといつたとて、夫れは通らぬ話である、併しまだ子供で小學校にも入ることの出来ぬといふやうな境遇の家に在る者は、その親族に於て資力の許す限りは扶養して、學校に入れてやらねばならぬ譯である、また親族に斯る悲境不

遇の者あれば、さうしてやるのが人情當然である。

處が兄弟姉妹の間に在りては、假りに弟が兄の處へやつて来て、どうか助けて呉れると哀訴嘆願した處で、扶養を受けねばならぬ事情が、前申す如く身體の虛弱とか、病氣のため、どうあつても働くことが出来ず、ために生活の資を得難いといふ場合でもなければ扶養するの義務なしとしてある、世間には往々弟が物くさでその上に道樂者で、働かずに酒色に耽つて、いつしか花柳病を煩ひ、始末に困つて兄や姉の處へ轉がり込んだなどといふ者がある、己れが平素の行ひが悪く、ために自から招いたこの災難より、兄か姉の厄介にあらうといふのは、不都合もまた甚だしい、こんな不量見な奴は、扶養處か玄關拂をしてやるがよい、勿論兄弟姉妹間の情として一度や二度は面倒を見てやるのは通例だが、本人は夫れになれて只兄弟姉妹のみをたよりにする、これでは結局本人のためにもならぬし且つ兄弟姉妹のめいわくになる、故によつて斯る場合には懲しめのためにも、却つて扶養せぬ方が得策かと思はれる。



### 「扶養の程度と扶養方法の選擇」

借扶養するとしても、第一扶養する者の身分と資力に依ることと、扶養される者の需用の程度とを考慮して定められることで、如何に扶養してやりたいと思つても、夫れ丈の資力もなく収入も少なければ思ふ通り望む通りに扶養してやれぬことにもなるし、また扶養を受くる者の境遇に依つては、生計費も多少の關係がある、そこで双方の關係を見て然る上で定められる。

尤も扶養する方で、扶養料を一ヶ月何程と定めて送つてやるか、乃至は自家に引取つて扶養してやるか、二者何れかに選擇することが出来る、併し中には扶養される者が扶養義務者の家に引取られては、家内の事情上とても一日だに居堪らぬといふ場合もあつて、別居でもして居た方がよいとか、或は遠方に在つて扶養を受ける方が便利であり、幸福であるといふ場合には、その方に主張し得ることも出来ぬではない、これに付てはさうした二三の判例もある。

### 「話合で纏らず裁判沙汰となつたとき」

双方の話合で纏まらず、遂に裁判沙汰となつた場合、裁判所は双方の事情と境遇によつて、扶養の程度を定めて呉れる、併しその後事情境遇に變化を來した場合には、何れからもその變更を求めることが出来る、最早扶養せんでもよい状態になつたら、扶養義務はこれが取消を求むることを得べく、また反對に重病にでもなつて特別の費用を要するといふ場合には、扶養される方でも更に増額の要求を爲すことが出来る、夫れにしても親族間で斯る争ひを見るは、世間に對しても恥入ることだによつて、互に譲り合ひ且つ情義を以て圓滿に解決し、永く親族の關係を和睦せしむること策の得たいものである。

### 四九、小切手の割引を奸手段に用心

「先日附の小切手に付て」

小切手法の改正に伴ふて、今迄やり居つた先日附の小切手は、例へその日附前即ち小切



手を手に入れると同時に、銀行へ行つて取りつけをすれば、銀行では支拂はなければならぬし、また支拂ふ丈の預金でもなければ、銀行では拒絶してしまふ、さうなると若しこれが公けにその筋に知れると、小切手法第七十一條によつて、五千圓以下の過料に處せられるものとしてある。

普通に先日附の小切手を振出す人の懐合を探れば、今茲に夫れ丈の金が銀行へ預金してないが、小切手の先日附の日迄には、ちやんと預金して置いて、銀行で支拂つて貰はれるやうにと、豫算を立て、振出すのを常例とし、その小切手を取る者も先日附の日迄は取つた小切手を握つて置いて、やがてその日附の日に銀行へ行つて取りつけをするといつた風であつた、夫れ故若し當日支拂はれぬ場合の外は、問題は起らぬ譯だが、改正法の如くに先日附前でもその小切手で取りつけをされた日には、前の如く過料騒ぎを起さぬ限りもないし、中には先日附前に取付けて支拂拒絶の結果、その筋へ訴へ出ぬ限りもない、この邊の處は振出す際に特に受取人の性格と信用程度を見抜いて、然る後に振出す必要もある。

「利子や手数料の高いのに迷ふな」

小切手を振出して、これで現金を融通して呉れるといつて來る人もある、またこの小切手や約束手形を専門に金を貸す者もあるが、その何れに致せこの世智辛い世の中に、此等の者を種にして詐欺を働く悪漢を見受ける、どうせ何れは支拂ひ不能の小切手のこと故いくら利子や手数料が高くても、そんなことは一向構はない、何程でも現金が入れば夫れ丈儲けた位の考ひで融通を受ける、處が利子が目歩五六十錢で、手数料が一割とでも取れば、割引してやつてもよいといふ氣になつて、振出人の信用程度も確に調査せずして割引する者がある、振出人の方では詐欺の手段に抜目はない、店の方は外觀立派に飾り付けて、如何にも商品があるかの如く見せかけ、供電話も己が所有し居る者の如く装ふて債權者側で尋ねて來ても一言一句如才ない挨拶、債權者も成る程あゝいふ居宅や證據もあれば必らず期日迄には金の都合も相違なく出來るものと深く信じ切つて、始めてその小切手を割引してやる、其處が夫れ未だ落度のある點で、堅い商人間に行はれる手形や小切手の割引は高々利子が日歩五錢か七錢で、如何に高いからといつても日歩十錢以上ものものは使はれないとしてある、然るにこは日歩五六十錢の上に、一割の手数料を出しても割引して貰



はうといふのであるから、どの位金に困つて居るか知れない、彼様な高利の金を如何に巧妙に切り廻はしたからとて、期間に利子手数料を差引いて、その餘の儲けを見ることは出来ぬ筈である、否なその利子手数料を拂つただけの利儲は得られぬ今日であるのに、その高い利子の金を平気で使はうといふのは、そこに一點の疑ひを狭まざるを得ないのである、債権者が此の點に氣が注いたならば、尙一層先方の信用調査を、更らに確實なる回收を得るために、これを保證とする對人或は對物擔保を取ることが大切ではあるまいか。

「銀行側をだまして小切手の取組み」

殊に甚だしきは銀行側を胡麻化して、僅か許りの金で當然預金を爲し、そして小切手取結びの上で例の小切手用紙を受取り、これを自宅へ持ち歸つては、其の翌日早くも銀行へ當座預金のために、借り受けた債権者に宛小切手を振出し、これを返済してしまふと預金はモ一何程もない、夫れにも拘はらず今度は各方面に小切手を振出し、これで現金に換へる、小切手債権者は夫々銀行へ取付けに行くと、最初の一二枚は無事に落ちて、そ

の他は此の小切手は支拂はれぬと銀行員に拒絶されてしまふ、詰り預金が皆無だに依つて拂はれぬといふ譯である、流石の債権者も驚き且つ憤つて、振出人の宅に赴き談判を試みると、主人は不在であるとか、よし主人が在宅するとしても、どうか今一週間待つて呉れるといつたやうな挨拶、債権者もこうなつて見れば何と致方はない、よし裁判所へ訴へて見た處が債務者は疾くの昔債鬼豫防の方法を講じて、いつでも御坐れといはん許り、假りに債務者財産を差押へた處で、他に數ある債権者が配當加入と出るので、其の結果は何れも債権額の十分の一は愚るか、百分の一にも足らぬ程の配當、こんな事では寧ろ始めから放つてしまつた方が益であつたと、後悔するも先に立たなくなつてしまふ。

「半遣ひの小切手なるものの詐欺」

夫れに近頃半遣ひといふことが流行して來た、これは小切手を振出して金を借る者が、その小切手を第三者に託して、割引する債権者を見つけて呉れた場合には、利子手数料を差引いた殘額の半額又は、その世話人に報酬として分與してやる、詰りはその小切手で金



を借り得たときは、世話人は右諸入費の残額の半額を、遣つても宜しいといふことである。そんなことは債権者側には知る由もない、債権者側では期日には小切手面の金額が、相違なく支拂はれることのみを考へて居る、處が高い利子と手数料を天引された上に、その残額の半額を世話人が遣つてもよいなれば、振出人たる債務者の手元に入る金は何程にもならない、夫れを期日に小切手面全額の金を支拂ふといふのは、如何に算整勘定を知らぬ人だといつても、敢てし得ることである、然るに夫れを敢てするのは外でもない、何程の金でも入ればそれ丈とくて、期日に小切手面の金を返済さうなどといふ精神は、始めから有つてないからである、即ちその小切手を以て現金詐取の手段としたのであることは言はずともわかつて居る、こんな詐欺手段が頻々として行はれて居るからは、債権者たる者十分の注意を要すべく、豫め取引する前に、先方の信用を調査すること、高い利子手数料でも構はず割引して貰はうといふ人は、危険であるといふ心を以て、周到なる用意の下に割引せなければいかぬのである。

## 五〇、未成年者や人妻及び準禁治産者との取引

### 「或る素封家の放蕩息子」

未成年者や人妻と取引したり、或は準禁治産者たることを知らずに取引をして、後日夫れがわかつて貸した金や賣渡した代金が取れずしまへになることがある、先づ世間に能くある準禁治産者のことから説明すれば、或る素封家の息子が放蕩をして困るといふので、嚴父は思ひ餘つて準禁治産者の宣告を裁判所に申立て、遂にその息子を準禁治産者としてしまつた、こんなことは近所隣りの者は夫れと知つても、程隔ると知る人もないといふ譯そこでこの道樂息子は遠方の知れぬ處へ行つて、金を借りたり或は料理店や待合遊びなどをしては大盡の若旦那風を吹かして居る、併し兩親から準禁治産者とされる位でれば、如何に素封家であるといつても、實家よりさう金を持つて來ることも出來ず、従つて遊蕩の資金も盡きるにきまつて居る、そこで先づ周旋人の手をかりて高利貸から金を借る、借りては例の料理店や待合に入つて遊蕩をする、成程最初のうちはその都度勘定もキチンと



拂つて行くが、いつしか後の勘定か滞る、だが料理店の方では大家の若旦那でもあるし、今迄が勘定も夫れ／＼拂つて呉れたし、夫れに金のつかひ振りもきれいだとあつて、何處迄も信用しさう僱使もしないで居ると、本人の若旦那はよい氣になつて勘定も拂はずに居續けの遊蕩、こうなつて見れば料理店自身の方が資金の運轉を止めてしまうので、止むなく僱使に及ぶといつても同じやうに何日には支拂うといつたやうな挨拶、その後は少しも音沙汰がないので、人を頼んで若旦那の實家に赴き、戸主たる親父に面會して事情を詳しく陳述した上に、何うかこの料理代金を代償して呉れると懇願して見ると、親父はきせるで煙草をブカ／＼喫いながら

「夫れ／＼お氣の毒様ですが、仲の奴は餘りに道楽をするので、既に準禁治産者としてしまへました、そんな者に金を貸したり、料理をおこつて呉れたからとて親爺が一々代償の出来るものでもなし、また本人などに支拂のつくものでもありません、マー夫れは貸し損食はせ損といふものですか」  
これには驚き且つ呆れ返つてしまつた、何とも埒がつかぬので、其の儘戻つて來て料理

店の主人に報告すると、主人夫婦も驚いて二の句も出ない、さればといつてこの多額の債權をば、その儘思ひ切つてしまふ譯にも行かぬので、何かとして回收の途はあるまいかと某法律事務所に行つて事の經過を打明けた。

### 「保佐人の同意を要する事項」

するとその辯護士の話に、既に準禁治産の宣告を受けた者は、次に掲ぐる如き事柄に付ては保佐人の同意を要するものとしてある。

- 一、元本を領收し又は之を利用すること
- 二、借財又は保證を爲すこと
- 三、不動産又は重要な動産に関する權利の得喪を目的とする行爲を爲すこと
- 四、訴訟行爲を爲すこと
- 五、贈與、和解又は仲裁契約を爲すこと
- 六、相續を承認し又はこれを拋棄すること



七、贈與若くは遺贈を拒絶し、又は負擔附の贈與若くは遺贈を受諾すること

八、新築、改築又は大修繕を爲すこと

九、第六百二條に定めたる期間を超ゆる貸借を爲すこと

等で、裁判所は場合に依つて、前項に掲げざる行爲に付ても、亦其の保佐人の同意あることを要する旨を宣告することが出来るとしてある、して見れば、間の金を借りたり料理を食べたり、待合遊びをしてその料金を拂はぬ場合は、本人が保佐人の同意を得た上でせなければ、結局保佐人から取消されてしまうことになる、取消るれば債権者はその債権を請求し得られぬ譯で、詰り準禁治産者と取引した者が、馬鹿を見る結果になる、よし金貸や料理店が若旦那相手取つて裁判所へ訴へた處で、保佐人が出て来て私の同意なくしてしたことであるから、夫れは取消しますと答へたら、夫れつきりになつてしまふ、して見ると相手方は準治産者であるかどうか、その邊をよく調べて見た上で客にすることが大切で、これ迄は勘定はよく拂つて呉れたとか、金の遣ひ振りがきれいだとか、乃至は素封家の若旦那だからといつて、一概に信用出来るものでない、如何に親子の關係ありとするも

父が子の借金を代償せねばならぬ義務はないによつて、斷はられたからとて據ない、金を貸す者も亦然りで、徒らに眼前の小利に慾心を起さず、須らく相當方の信用と當時の境遇者に將來とを研究した上で、始めて貸してやるといふことにせねば、何れの日か危険不安が起るのである。

「先づ夫からの許可書が必要」

人妻に對してもその通りで、敢て婦人だからとて智能力的にこれを無能力者とする譯でない、世間には男子に係る秀才博學の婦人もある、夫より勝れて賢明の妻君もあるが、苟くも人の妻となつた以上は、その夫に柔順にして常に夫の命に従はねばならぬ、然るに若し夫の上に立つて夫をなへがしろにしやうとすれば、勢ひ夫婦の間が圓滿を缺き遂に破鏡の嘆を見ねばならぬ、妻が夫の同意又は許可を得ずして、何事でも勝手に爲し能ふものとするれば、夫たる者はその婦人と永久共に暮すことは出来まい、そこで法律は此の邊を思ふて次に掲ぐる如き行爲を爲すには、夫の許を得なければならぬものとした。



一、前準禁治産者が保佐人の同意を得べき行為の、第一號乃至第六號に掲げたと同じ行為

二、贈與若くは遺贈を受諾し、またはこれを拒絶すること

三、身體に羈絆を受くべき契約を爲すこと、即ち藝娼妓となり、雇人となるが如き等で、人妻を相手に物を賣つたり、金を貸す場合には、第一にその夫から許しがあつたかどうかを、確たる證據を見ての上でなければいかぬ、只口先で夫が承知したといふのを眞に受けて、そんならといつて取引した日には、後日夫れが夫に耳に入ると忽ち怒つてその行為を取消してしまふ、取消されたら夫れで折角貸した金、物を賣つた代金も取れなくなつてしまふ、夫れを確實ならしむるには、貸方賣方の方で妻君に向つて、旦那様の許可書を見せて呉れるといつて要求し、若し夫れがなければ、取引せぬやうにするがよい。

「爲したる行為を追認するや否やの催告」

そこで未成年者や、準禁治産者、妻と取引した相手方は、或る時期に於て無能力者時代

に爲したる行為を、追認するや否やと催告し、その追認如何によつて取消しともなり、ならぬこともある、先づ無能力者の場合に付ては、その無能力者が能力者と爲つた後、相手方はこれに對して一ヶ月以上の期間内に、その取消し得べき行為を追認するか否かの確答を爲すべき旨を、内容證明の書留郵便で催告するがよい、此の時若し無能力者がその期間内に確答して來ないときはその行為を追認したものを認められる、無能力者が未だ能力者たらざるときでも、夫又は法定代理人に對して、前と同様の期間内に同一の方法を以て催告を爲すも、確答なき場合はまたこれを確認したものと看做される。

準禁治産者及び妻に對しては、前と同じ期間内に保佐人の同意又は夫の許可を得て、その行為を追認すべき旨を催告することが出来る、若し準禁治産者及び妻がその期間内に右の同意及び許可を得たる通知を發せぬときは、これを取消したものと看做されるとしてある、(第十九條)されば後日取消されて損失を招がぬやうに、多少の時日と手数を要すとも、豫め此等の同意又は許可書を見ての上なり、乃至は保佐人または夫に面會して、同意又は許可の有無を確めた上で、取引するが肝要である。



「無能力が詐術を用いたとき」

茲に注意して欲しいのは、無能力者が取引をする際に、能力者たることを信ぜしむる詐術を用いたときである、詳しく申さば無能力者が自分は成年者であるかの如く、懲兵検査の證や戸籍謄本なんかを偽造變造して、債権者に見せて安心させ、そして金を借りた如きである、債権者もまさか夫れが偽造變造とは知る由もない、安心して金を貸してやつたか後日夫れが偽造變造とわかつた場合の例で、此の時は詐術を用いたによつてその爲したる無能力者の行爲は、これを取消することは出来ぬとしてある。

尤も債権者の方で「貴方は丁年になりましたか」と問はれて、未成年者が金沈黙の儘に頭ばを下げた如き、また如何にも丁年者たるが如く装ふて行つた、爲に債権者に如何にもさうかと信ぜしめたるが如きは、詐術とはならぬとの判例もある、周旋人が債権者の間に對し「本人は確かに成年となりました」といふ挨拶を信じて金を貸したとて、夫れは詐術とならぬ、この外詐術か詐術でないかを判別する方法はいくらかもあるが、この邊は常識か

ら判断を願ひたいのである。

要するに、以上説明せし者と取引する場合に於ては、必らず將來の安心方法を取るために、先方の身上から能力如何をよく調べてからまさるがよい、若し彼様のことを等閑に付すると、意外の損失を招ぐのである、萬一誤つて取引した時は、これを人情に訴へて多少の損失は覺悟しても、全然損失せぬやうに交渉し、解決するのが策の得たものである。



昭和九年十一月十五日印刷  
昭和九年十一月二十日發行

定價金壹圓五拾錢

著者 伊藤喜八

東京市神田區錦町一丁目十六番地

發行者 宮下軍平

東京市芝區濱松町二丁目十七番地

印刷者 伊藤庄吉

東京市神田區神保町三丁目七番地

印刷所 昭陽社印刷所

發行所 東京市神田區  
錦町一ノ十六  
二松堂書店

電話神田一四一〇番  
振替東京三四〇九番



とての評判の良い名著紹介

辯護士 法學士  
鳥津 嘉孝先生著

現六法問答義解

四六判千頁上製美本  
大特價 參圓 送料廿錢

六法の重要諸法律を一問一答の妙味に依り面白く知らず購らずの間に諸法律全部を會得せしむる期界空前の一  
大名著であります

辯護士

氏家 二葉先生著

改手形及小切手の實際知識

四六判三百頁上製美本  
定價一圓五拾錢送料八錢

手形や小切手を使用成さる諸氏の爲に是れ丈は是非心得て置かねと大損失を受くる事があります

辯護士 法學士

伊藤 喜八先生著

損も得と變る法律と人情の新戰術

四六判三百十頁上製美本  
定價一圓五拾錢送料八錢

金錢貸借は勿論借地借家其他あらゆる諸問題に就て法律一點張に行かずに人間は感情の動物であるから大いに  
人情を加味して應機應變の處置を取らねばならぬ、本書はそれ等の諸問題を平懇切に説述した有益の名著

辯護士 法學士

横田 秀雄博士監修  
鳥津 嘉孝先生著

金錢商事債務調停法及  
借地借家債務手續法解説

四六判上製美本全一册 定價金壹圓五拾錢 送料八錢

金錢貸借、商取引、借地借家、民事、刑事、裁判、警察、市區役所、町村役場、諸官衙等にて必要なる手續及  
書式を示し平易懇切に説明せる新界に缺くべからざる必要書である











